



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 大 光
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 金 森 武
(コード番号：3160)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 秋 山 大 介
兼 総 務 部 長
(TEL. 0584-89-7777)

社内調査委員会からの調査報告書の受領に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 6 日付「連結子会社における貸倒引当金の計上について」および平成 27 年 4 月 9 日付「平成 27 年 5 月期第 3 四半期報告書の提出期限の延長承認申請書提出のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、仕入先に対する前渡金の回収懸念に端を発しましたナマコ取引に関し、社内調査委員会を設置し、事実関係等の調査を行ってまいりましたが、本日、社内調査委員会から「社内調査報告書」を受領いたしましたのでその内容と決算への影響についておよび今後の当社の対応等につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

1. 調査報告書の内容および調査結果について

当社の連結子会社、株式会社マリンドリカがナマコを仕入れるための前渡金として、仕入先に 453,600 千円を支払いましたが、商品の引渡しが行われず、今後の商品引渡しが困難である旨が伝えられました。また、販売先との関係では、商品代金の支払日かつ商品受渡日において、販売先から本来あるはずの入金がないうえ、支払サイトの延長要請があり、今後の支払予定等も曖昧でありました。

マリンドリカから報告を受け、大光は債権回収及び社内の調査を開始しましたが、同時期に仕入先販売先双方に異常が発生したことは不正取引が行われていることの可能性があることと認識し、より早期にものと資金の流れなど取引の事実関係等の調査を行うことを目的として、社内調査委員会を設置し調査を進めました。

社内調査委員会の調査の過程の中で、連絡が取れない仕入先、販売先に継続的な接触を試みることに加え、外部関係者として、商品受渡し場所、最終販売先の中国企業へのヒアリング、証拠書類の確認などを実施し、ナマコ取引の実態の解明に努めましたが、明確な証拠は入手できず、単なる前渡金の回収可能性の問題に留まらず、ナマコ取引そのものの取引実態の有無にも影響が及ぶ可能性があることと判断し、過去のナマコ取引等について調査を行いました。

当初の段階では仕入先と販売先が一体となった架空取引の不正であるという確かな証拠は得られておりませんでした。仕入先と販売先が一体であったと考えられる事実が判明した一方、販売先が外部に販売したことを示す明確な証拠書類は得られませんでした。

これらの調査の結果、ある時点まではナマコの現物の一部が存在していた可能性も

ありますが、取引の当初からナマコの現物が存在していなかった可能性があり、また、ある時点から、取引の全部または一部について、仕入先と販売先が共謀し、実際には存在しない取引を偽装していた可能性が高いと思われます。さらに、いずれの取引についても実体が存在していたことを示す確たる証拠はありません。

これらのことから、会計上の売上、仕入を認識するための実現主義の要件のうち、「財貨または用役の移転」を充足しないことから、会計上の評価として、当該ナマコ取引が成立しているとは言えないため、当該ナマコ取引に関する全ての売上と仕入を取り消すべきと判断しました。

また、当該ナマコ取引以外のナマコ取引のうち、商品の移動事実を確認できず、当該ナマコ取引の仕入先が関与し不正取引が行われていた可能性がある取引についても、会計上の売上、仕入を認識するための実現主義の要件のうち、「財貨または用役の移転」を充足せず、取引が成立しているとは言えないため、売上と仕入を取り消すべきと判断しました。

なお、当社およびマリンドリカにおけるナマコ取引以外の取引について、取引の実在性について調査しました結果、特に問題のないことを確認しました。

調査報告書の詳細については、添付資料「社内調査報告書（要約版）」をご参照ください。なお、調査報告書の開示にあたりましては、固有名詞をアルファベット等に置き換えております。

2. 決算への影響について

社内調査委員会の調査結果に基づき判断された、訂正を要する事項及び金額については、次の表のとおりであります。この内容を踏まえて、当社は、過去を含めて連結子会社の売上高、仕入高を取り消すことといたしました。

また、これらの訂正による営業利益等の段階利益への影響額を含めた、当社および連結業績への影響等につきましては、現在精査中でありますので、判明しましたら速やかにご報告いたします。なお、四半期報告書の訂正報告書、有価証券報告書の訂正報告書および訂正後の過年度決算短信等ならびに、平成27年5月期第3四半期報告書、決算短信につきましては、平成27年5月13日までに提出、開示する予定であります。

単位：千円

平成26年5月期	売上高	仕入高
第1四半期	111,785	110,370
第2四半期	434,248	420,444
第3四半期	746,940	727,090
第4四半期	1,099,140	1,065,390
合計	2,392,113	2,323,294

単位：千円

平成 27 年 5 月期	売上高	仕入高
第 1 四半期	1,162,852	1,131,390
第 2 四半期	1,283,836	1,248,014
第 3 四半期 ※	826,888	803,795
合計	3,273,577	3,183,200

※ 平成 27 年 5 月期第 3 四半期につきましては決算発表前ではありますが、社内調査報告書に基づき、取り消す売上高と仕入高をご報告いたします。

3. 再発防止に向けた取り組み

当社グループでは、今回の調査結果を真摯に受け止め、社内調査委員会より提言されました、当該ナマコ取引に類似する取引については取り扱わないことを基本方針とした、下記の再発防止策に取り組んでまいります。

(1) リスク管理に関する意識の向上

リスク管理に関する意識の向上のため、リスクマネジメントに関する研修を実施します。

(2) マリンデリカにおける社内規程等の整備

マリンデリカの仕入管理規程および販売管理規程において、仕入先および販売先の実態を把握するため、定期的なモニタリングの実施を規定化し、従来よりも積極的に現場に足を運び、仕入先および販売先の現況を観察することを強化します。

さらに、与信管理規程においては、販売先に加えて仕入先についても当該規程の対象としたうえで、仕入先に対する前渡金の支払についての事前の承認等の与信管理の対象とすることとし、かかる規程を遵守して与信管理を実施します。

(3) 大光における社内規程等の整備

大光のグループ会社管理規程の改訂を行い、マリンデリカの取締役会承認事項について、大光の経営会議等への報告を行うこととし、情報の集約化を図ります。

また、リスク管理一覧表において、今回のような仕入先と販売先が共謀するような例外的な事象について追加します。

(4) グループガバナンスの強化

前渡金を支払う取引およびマリンデリカにおいて通常行われているスキームから外れたスキームによる取引について、大光による内部監査を全件実施し、上記(2)に基づく社内規程等の整備に対応して、その運用を行うための体制を整えるために、マリンデリカ管理部門の人員の増強または大光に子会社管理担当者の配置を行います。

マリンデリカにおける一定金額以上の仕入および販売、ならびに、マリンデリカにおいて通常行われているスキームから外れたスキームによる取引については、事業ごとのスキームを大光に報告させ、会計上の取扱いを含めた確認を行います。

株主および取引先の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上

社内調査報告書

(要約版)

平成 27 年 4 月 30 日

株式会社大光

社内調査委員会

目次

第 1.	大光グループにおけるマリンドリカの位置付け	1
1.	大光グループにおけるマリンドリカの位置付け	1
2.	大光グループの変遷	1
第 2.	社内調査委員会の設置および目的	2
1.	社内調査委員会の設置に至る経緯	2
2.	社内調査委員会の構成	2
3.	社内調査委員会の目的	3
4.	社内調査の対象期間	3
5.	社内調査の限界等	3
第 3.	調査対象および方法の概要	4
1.	調査体制	4
2.	調査対象取引および期間	4
(1)	マリンドリカにおける取引	4
(2)	大光における取引	4
3.	調査手法	4
(1)	ヒアリング	4
(2)	証拠書類の確認	4
(3)	預金口座の調査	7
(4)	電子データの調査	7
第 4.	社内共謀の有無に関する調査結果	8
(1)	ヒアリングによる調査	8
(2)	預金口座の調査	8
(3)	電子データの調査	9
(4)	社内共謀の有無に関する調査の結論	9
第 5.	本ナマコ取引の調査結果	10
1.	本ナマコ取引の概要	10
2.	本ナマコ取引の経緯	13
3.	社外関係者へのヒアリング	20
4.	本ナマコ取引の考察	21

(1)	ナマコ商品の特性	21
(2)	ナマコの現物の実在性	21
(3)	Y社とX社の共謀の有無に関する検証	22
5.	本ナマコ取引の調査の結論	24
第6.	マリンデリカのその他取引の調査結果	25
1.	本ナマコ取引以外のナマコ取引の調査結果	25
(1)	本ナマコ取引開始前のナマコ取引	25
(2)	仕入先A社、販売先X社	26
(3)	仕入先Y社、販売先F社	27
(4)	仕入先Y社、販売先I社	29
(5)	仕入先I社(J社)、販売先Y社	31
2.	その他取引の調査結果	33
第7.	大光における取引の調査結果	35
第8.	数値面での訂正	37
第9.	内部管理体制の確認	38
1.	与信管理規程に基づく与信管理体制	38
(1)	与信管理規程に基づく与信管理体制	38
(2)	前渡金に関する与信管理	40
(3)	マリンデリカにおける仕入先および販売先の管理等	41
2.	大光およびマリンデリカにおけるリスク管理体制(内部統制システム)	43
(1)	大光におけるマリンデリカの管理体制	45
(2)	マリンデリカにおけるリスク管理体制	46
(3)	大光およびマリンデリカにおけるリスク管理体制の法的評価	47
第10.	原因分析および再発防止策	49
1.	原因分析	49
(1)	リスク管理の重要性に関する認識の不足	49
(2)	マリンデリカにおける与信管理体制の不備	49
(3)	大光における子会社管理体制の不備	50
2.	再発防止策	51
(1)	リスク管理に関する意識の向上	51
(2)	マリンデリカにおける社内規程等の整備	51

(3) 大光における社内規程等の整備	51
(4) グループガバナンスの強化	51

第 1. 大光グループにおけるマリンドリカの位置付け

1. 大光グループにおけるマリンドリカの位置付け

株式会社大光（以下、「大光」という）の企業グループは、大光および連結子会社である株式会社マリンドリカ（以下、「マリンドリカ」という）の 2 社で構成されている。事業セグメントについては、以下のとおり「外商事業」、「アミカ事業」、「水産品事業」の 3 つに区分しており、マリンドリカは「水産品事業」を担っている。

・外商事業（大光）

当事業では、大手外食チェーン、ホテル、レストランおよび事業所給食等の多様な外食産業等に対して、直接販売を中心とした卸売業を行っている。主要な取扱品目は、業務用食品であり、冷凍野菜等の冷凍食品、調味料等の常温食品、乳製品等の冷蔵食品、その他資材等である。

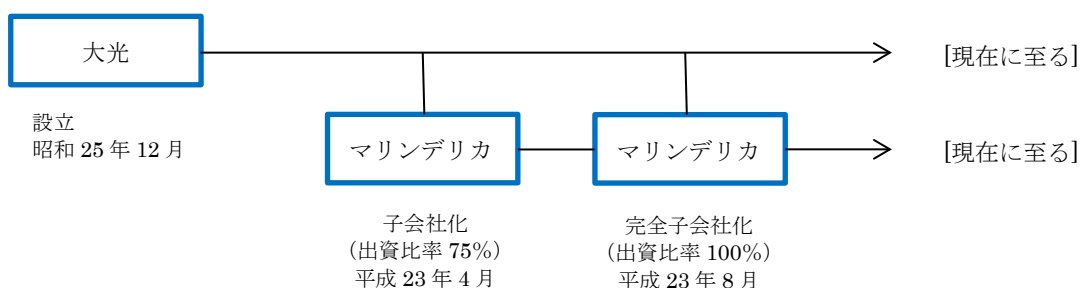
・アミカ事業（大光）

当事業では、小規模外食業者および一般消費者に対して、現金で販売し商品をお客様に持ち帰っていただくキャッシュアンドキャリー形式による小売業を行っている。主要な取扱品目は、外商事業と同様である。

・水産品事業（マリンドリカ）

当事業では、大手水産会社、食品問屋、全国中央市場、全国チェーンレストラン等に対して、貝類を中心とした水産品の販売を行っている。主要な取扱品目は、イタヤ貝、帆立貝、平貝、あさり、はまぐり等の貝類のほか、ナマコ、イカ、タコ等の貝類以外の水産品である。

2. 大光グループの変遷



第 2. 社内調査委員会の設置および目的

1. 社内調査委員会の設置に至る経緯

大光の連結子会社であるマリンドERICAにおいて、ナマコ販売先である X 社との取引について平成 27 年 1 月 27 日が商品代金の支払日かつ商品受渡日であったが、X 社から、本来あるはずの入金がなかったうえに、支払サイトの延長要請があり、また、同社は今後の支払予定等についても曖昧な発言であった。仕入先である Y 社についても、同日納品予定のナマコ商品の引渡しが困難であり、また、資金もなく資金手当の目途も立たないとのことであったため、Y 社に対するナマコ仕入代金の前渡金 453,600 千円の回収に懸念が生じた。

マリンドERICAから報告を受け、大光は同時期に仕入先販売先双方に異常が発生したことは不正取引が行われていることの可能性があることと認識し、A 社あるいは B 社を引渡倉庫とした仕入先 Y 社と販売先 X 社とのナマコ取引（以下、「本ナマコ取引」という）以外に関しても、類似の取引の有無とリスクの調査を行うことを目的とし、社内調査委員会（以下、「当委員会」という）を設置することとした。

2. 社内調査委員会の構成

当委員会のメンバーは、以下のとおりとする。

委員長	吉村 有人	(大光社外監査役 公認会計士)
委員	青柳 良則	(アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士)
	林 寛尚	(三優監査法人 公認会計士)
	前川 弘美	(大光社外監査役 弁護士)
	今井 敦司	(大光常勤監査役)
	金森 武	(大光代表取締役社長)
	秋山 大介	(大光常務取締役管理本部長兼総務部長)
	高橋 章夫	(大光取締役管理本部副本部長兼経理部長)
	佐藤 慎	(大光内部監査室長)

3. 社内調査委員会の目的

当委員会の目的（以下、「本調査目的」という）は、以下のとおりとする。

- ① 回収懸念に端を発した、マリンドERICAがY社から仕入れ、X社に販売する一連のナマコの取引に関する実在性の確認および事実関係の調査
- ② マリンドERICAの本ナマコ取引以外の取引に関する実在性の確認および事実関係の調査
- ③ 社内共謀者の有無の調査
- ④ 大光における取引に関する実在性の確認および事実関係の調査
- ⑤ 事実関係の把握とこれに基づく数値面での訂正の必要性の有無の検討
- ⑥ 内部管理体制の確認および再発防止策の策定

4. 社内調査の対象期間

当委員会は、平成27年3月5日から同年4月29日までの間、後述する第3.「調査対象および方法の概要」により、調査を行った（以下、「本調査」という）。

なお、当委員会の設置以前に、第2.1.「社内調査委員会の設置に至る経緯」に記載のとおり、大光として本ナマコ取引の実態解明や、Y社に対する債権保全等の目的のために初動調査を実施している。限られた時間の中で事実関係を解明するために、初動調査のうち、当委員会が調査方法、内容等において客観性、中立性を備えていると判断した調査内容については、当委員会による検討の対象として採用することとした（以下、かかる初動調査の内容も含め「本調査」というものとする）。

5. 社内調査の限界等

当委員会は、事実関係を解明するために、本ナマコ取引の当事者であるY社関係者およびX社関係者について、ヒアリング等の手続の実施を試みた。しかしながら、調査実施過程において、これらの関係者の所在が不明となってしまっている。したがって、これらの関係者への追加ヒアリング等の手続が実施された場合や外部的な事情により、新たな事実が判明する可能性もある。

なお、本報告書のうち、第9.2.(3).「大光およびマリンドERICAにおけるリスク管理体制の法的評価」については、法的評価の公正性と中立性を担保するため、当委員会の委員のうち、吉村、青柳、前川の見解に基づいている。また、本報告書の作成に当たっては、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の甲斐淑浩弁護士、広瀬卓生弁護士および柴田高宏弁護士の助言および助力を得た。

第 3. 調査対象および方法の概要

1. 調査体制

当委員会の委員長および委員のほか、調査補助者として、大光の経営企画室、経理部、総務部、システム部他 8 名余り、および電子データの調査に関して、株式会社 KPMG FAS（以下、「KPMG FAS」という）にサポート業務を委託し、調査を行った。

2. 調査対象取引および期間

(1) マリンデリカにおける取引

(a) 本ナマコ取引

ナマコ事業開始からの全取引（平成 24 年 5 月頃から平成 27 年 2 月 28 日まで）とした。

(b) 本ナマコ取引以外のナマコ取引

ナマコ事業開始からの全取引（平成 24 年 5 月頃から平成 27 年 2 月 28 日まで）とした。

(c) 上記(a)(b)以外の取引（以下、「その他取引」という）

大光がマリンデリカを買収、事業を開始した過去 3 年 9 か月間の全取引（平成 23 年 6 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日まで）とした。

(2) 大光における取引

本ナマコ取引はマリンデリカにおいて発生した事象であることから、大光においては過去 9 か月間の全取引（平成 26 年 6 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日）とし、不正取引の疑いのある取引が確認された場合には、遡って調査することとした。

3. 調査手法

(1) ヒアリング

マリンデリカの全役職員を対象にヒアリングした。特に、本ナマコ取引および本ナマコ取引以外のナマコ取引の実務に実質的に関与していたマリンデリカ Ma 社長、同 Mb 専務、同 Mc 課長および同 Md 部長の 4 名に対しては、重点的にヒアリングした。

また、本ナマコ取引およびその他の不正取引の疑いのある取引に関して、社外関係者に対してヒアリングした。

(2) 証拠書類の確認

(a) 本ナマコ取引

- ① X 社へ商品が納入された事実を示す証拠書類（受領確認書類等）を確認することとした。

② ①が実施できない場合には、下記のような証拠書類を確認することとした。

- ・ X社の販売先に対して、X社から購入したことを示す証拠書類の確認
- ・ X社が中国へ輸出したことを示す通関記録の確認

(b) 本ナマコ取引以外のナマコ取引

① 販売先へ商品が納入された事実を示す証拠書類（受領確認書類等）を確認することとした。

② ①が実施できない場合には、下記のような証拠書類を確認することとした。

- ・ 第三者倉庫から入手した入庫伝票、出庫伝票
- ・ 仕入先に対する取引に関連する以下の事項を記載した確認書
 - i) 販売先へ商品を納入したこと
 - ii) 販売した商品は、Y社、X社、または両社のいずれかが関係する個人、法人とは関係のない第三者から仕入れたものであること
- ・ 販売先に対する取引に関連する以下の事項を記載した確認書
 - i) マリンデリカから商品を購入したこと
 - ii) 購入した商品は、Y社、X社、または両社のいずれかが関係する個人、法人とは関係のない第三者へ販売したものであること

(c) その他取引

① 調査アプローチ

マリンデリカのおもな取引は、仕入や売上の形態から、以下のような分類に区分けすることが可能であり、会計記録より抽出したすべての取引が、どの取引分類に該当するものかを振り分け、取引分類ごとに調査を進めた。

- (ア) 海外仕入・国内売上
- (イ) 海外仕入・国内売上（洋上転売）
- (ウ) 国内仕入・海外売上
- (エ) 仲介貿易
- (オ) 仲介貿易（加工販売）
- (カ) 国内仕入・国内売上（在庫取引）
- (キ) 国内仕入・国内売上（直送取引）
- (ク) その他

② 取引分類(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)の調査手続

取引分類(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)については、証憑書類から商品の移動事実を確認できるため、それぞれの取引における証憑書類をサンプル抽出し、確認

した。

③ 取引分類 (キ)、(ク)の調査手続

取引分類 (キ)、(ク)については、証憑書類のみでは商品の移動事実を確認できないため、取引先の業容、取引金額、取引頻度等から取引の実在性に疑義を抱かせる取引があった場合には、仕入先、販売先、第三者倉庫からの証拠書類を入手し、確認した。

(d) 大光における取引

① 調査アプローチ

大光の事業は、外食チェーン・ホテル・レストラン等の外食産業に対し業務用食品等の卸売を行う外商事業と、中小外食業者や一般消費者に対してキャッシュアンドキャリー形式で業務用食品等の販売を行うアマカ事業がある。アマカ事業については、キャッシュアンドキャリー形式という形態から取引の実在性に問題はないと判断し、本調査は外商事業のみとした。

大光の外商事業の取引について、対象期間における全取引を会計記録より抽出した。外商事業における取引は、販売管理システム上の売上区分により以下のよう
に分類されており、取引分類ごとに調査を進めた。

なお、大光の販売管理システム上の売上区分には、下記の (ア) ないし (キ) 以外に「単価訂正」、「販売先負担経費」の区分があるが、これらは取引の類型に関する区分ではない

(ア) 売上

(イ) 営業倉庫 (配送)

(ウ) 営業倉庫 (引取)

(エ) 営業倉庫 (名変)

(オ) 直送売上

(カ) 直送売上 (引取)

(キ) 直送売上 (直取引)

② 調査手続

取引分類(オ)、(カ)、(キ)については、証憑書類のみでは商品の移動事実を確認できないため、取引先の業容、取引金額、取引頻度などから取引の実在性に疑義を抱かせる取引があった場合には、仕入先、販売先、第三者倉庫からの証拠書類を入手し、確認した。

(3) 預金口座の調査

社内共謀者の有無を調査する観点から、ナマコ取引に実質的に関与していた役職員 4 名の本人名義の預金口座を確認した。

(4) 電子データの調査

① ファイルサーバデータ

マリンデリカのファイルサーバ内の共有データは、全て調査対象とした。

② 個人貸与パーソナルコンピュータ

当委員会は、本ナマコ取引を含む不正取引の疑いのある取引に係る事実解明を目的として、ナマコ取引に実質的に関与していた役職員 4 名のパーソナルコンピュータの電子データを保存した上で、削除ファイルを復元し、当該電子データのうち電子メールについて分析および検討を行うとともに、その他の電子データのうちワードファイル、エクセルファイル、PDF ファイル等で当委員会が必要と認めるものについて分析および検討を行った。

第 4. 社内共謀の有無に関する調査結果

(1) ヒアリングによる調査

マリンドリカの全役職員に対するヒアリングの結果、ナマコ取引を除いたすべての取引について、全役職員が実在性に疑いのある取引はないと回答した。

また、大光総務部を窓口とする内部通報規程を設けているが、かかる内部通報窓口で大光およびマリンドリカの社員、仕入先、販売先からの通報記録はなかった。念のため、大光総務部従業員にヒアリングを行い、記録にない通報やマリンドリカやナマコ取引に関する苦情電話等はないことを確認した。

以上を受けて、関係者のヒアリングは、ナマコ取引に関与した以下の 4 名に対して実施した。なお、ナマコ取引に関して、業務部の事務担当者が、ナマコ取引に関する手続に携わっていたが、その内容は社内の事務処理に限られていた。そのため、ナマコ取引の実務に関する実質的な関与は、下記 4 名以外には認められない。

- ・ 代表取締役として業務全般を統括する Ma 社長
- ・ ナマコ事業の実質的な責任者である Mb 専務
- ・ ナマコ取引に関する営業担当者である Mc 課長
- ・ 経理総務等管理部門の統括責任者である Md 部長

ヒアリングは、ナマコ取引関係者 4 名に対して、当委員会の委員のうち、大光内部の委員によるヒアリングに加え、青柳によるヒアリングも実施した。なお、ヒアリングはプライバシーの確保および通謀の可能性に配慮した上でヒアリング対象者 1 名のみとし同時に行わないこと、ヒアリング対象者同士でヒアリング内容を話さないよう依頼して実施した。

調査対象者の業務分担とヒアリング結果から、対象者 4 名に関して、不正を疑わせる供述は得られなかった。

なお、大光については、取引の実在性に疑義を抱かせる事実は確認されなかったことから、社内共謀の有無に関しては、大光の役職員へのヒアリングは実施していない（第 7. 「大光における取引の調査結果」を参照）。

(2) 預金口座の調査

ナマコ取引関係者 4 名の全ての預金口座記録の写しを確認したが、不正を疑わせる入出金履歴はなかった。

(3) 電子データの調査

ファイルサーバ内の共有データ、および個人貸与パーソナルコンピュータ（KPMG FASに依頼した復元メールを含む）について、調査した結果、疑念が持たれるメールおよびファイルは確認されなかった。

(4) 社内共謀の有無に関する調査の結論

ナマコ取引に実質的に関与していた Ma 社長、Mb 専務、Mc 課長、Md 部長の 4 名は、Y 社の Ya 氏、X 社の Xa 氏、Xb 氏と特別な利害関係を有していないこと、Mb 専務のみ Ya 氏と旧知の仲であり業務遂行上の打合せ以外の交流もあることを確認した。

ナマコ事業開始の経緯は Ya 氏が Y 社を運営することになったとして Mb 専務に持ちかけられたものであるため、Mb 専務については、慎重にヒアリングを行った。

部門経費（交際費、会議費、旅費交通費等）の発生状況、出張状況に関する帳票類やメール等の交信内容、預金口座の履歴の調査の結果、Y 社の Ya 氏との共謀を疑わせるような事実は発見されなかった。

Y 社の Ya 氏、X 社の Xa 氏、Xb 氏らとは、定期的な打合せ面談や顧客とのアテンドなどによる出張時における懇談等があるが、常識的な範疇であると判断した。

なお、Mb 専務は Ya 氏と友好的な関係ではあるが、本ナマコ取引開始前に複数の仕入先を検討していたことや、スキームの中でマリンデリカの仕入価格の平成 26 年 2 月頃の仕入価格引き下げ交渉を行うなど、個人的な交友関係と業務上の取引の判断は、切り分けていると思料される。

マリンデリカの全役職員へのヒアリング等の結果、ナマコ取引関係者 4 名について、その行動や私生活における大きな変化等の情報も得られなかった。

また、大光から出向している Ma 社長、Mb 専務、Md 部長、マリンデリカに平成 25 年 9 月に入社した Mc 課長の 4 名の全員について、業績に連動するインセンティブはなく、ナマコ取引において不正を行う特段の動機はないと判断した。

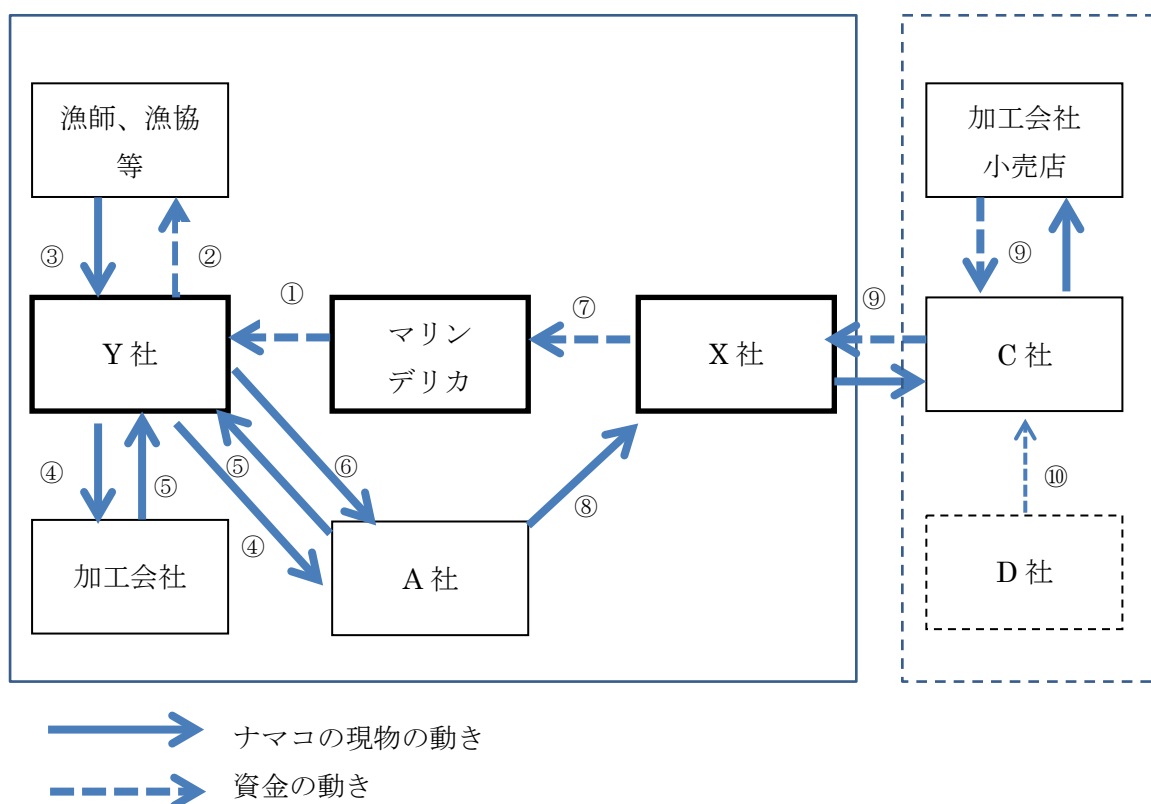
以上のとおり、ナマコ取引に関して社内共謀者の存在を疑わせる事実は発見されなかったことから、ナマコ取引について社内共謀者は存在しないと判断する。

第 5. 本ナマコ取引の調査結果

1. 本ナマコ取引の概要

本ナマコ取引は、下図(a)のような取引形態を基本取引としていたが、下図(b)のような例外的な形態の取引（以下、「例外取引」という）もあった。

(a) 本ナマコ取引の概略図（基本取引）



本ナマコ取引のうち、A 社を引渡倉庫とした基本取引は以下の手続きで実施されている（前渡金回収不能 5 回分を含む 71 回、平成 25 年 9 月 2 日から平成 27 年 1 月 26 日までの取引）。

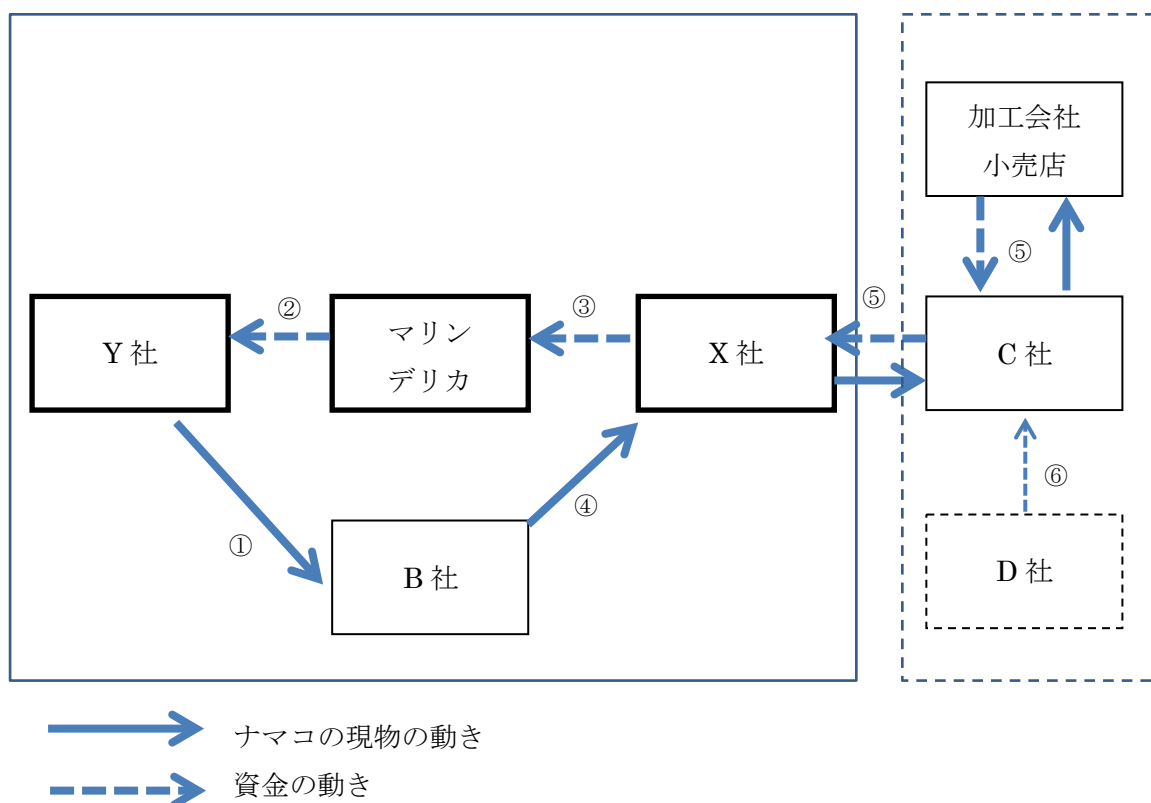
- ① マリンデリカから Y 社へ前渡金の支払（X 社へ引渡の約 30 日前）
- ② Y 社から漁師、漁協等へナマコ原料の代金支払（前渡金および現金支払）
- ③ 漁師、漁協等からナマコ原料の仕入
- ④ Y 社から A 社その他のナマコ加工会社に対しナマコ加工を委託
- ⑤ A 社その他のナマコ加工会社から Y 社へナマコ商品の引渡
- ⑥ Y 社にて、ナマコ商品を選別後に、A 社へナマコ商品を移動
- ⑦ X 社からマリンデリカへナマコ販売代金の入金
- ⑧ 販売代金の入金確認後に、A 社にて名義変更手続きにより、マリンデリカから X 社へ

ナマコ商品の引渡。X 社が A 社にてナマコ商品の引取

(A 社からの名義変更完了通知書に基づいて、売上計上、仕入計上)

- ⑨ 中国へのナマコ商品の輸出ルートおよび資金の動きは不明。C 社において、塩蔵ナマコから乾燥ナマコに加工し、小売店へ販売、または、他の加工・販売会社へ塩蔵ナマコを販売していると推定される
- ⑩ D 社は、本ナマコ取引販売契約書における C 社の連帯保証人

(b) 本ナマコ取引の概略図 (例外取引)



本ナマコ取引のうち、B 社を引渡倉庫とした例外取引は、以下の手続きで実施されている (基本取引以外で、3 回の入庫と 5 回の出庫、平成 26 年 2 月 4 日から平成 26 年 7 月 31 日までの取引)。

なお、基本取引とは異なり、Y 社の過剰在庫の販売であるため、Y 社と漁協や加工会社との取引は省略する。

- ① Y 社からナマコ製品を B 社へ入庫
B 社から、マリンデリカへ入庫伝票の送付 (仕入計上)
- ② B 社へ入庫の翌日に、マリンデリカから Y 社へナマコ仕入代金の支払
- ③ X 社からマリンデリカへナマコ販売代金の入金
- ④ 販売代金の入金確認後に、X 社が B 社へナマコ商品の引取。B 社からマリンデリカ

へ出庫伝票を送付（売上計上）

⑤および⑥は、上記(a)基本取引の⑨および⑩と同様

(c) 本ナマコ取引に係る会社の概要

【Y社】

本ナマコ取引におけるマリンドリカの仕入先である。本社付近に水産加工場を有する。

【X社】

本ナマコ取引におけるマリンドリカの個別売買取引先である。マリンドリカは、本ナマコ取引を開始する前に、希少性のあるV県産ナマコ資源の継続的安定的な購入数量の確保、塩蔵ナマコの品質管理（C社のレシピに基づくボイル状況、塩分濃度等の遵守等）のためにC社の出資する日本法人として設立されたと認識していた。本調査において、C社のCa氏より、Xa氏が設立した会社であるとの証言を得た。

【C社】

中国国内のナマコ販売業者であり、本ナマコ取引販売契約書の締結相手かつ実質的な販売先である。本ナマコ取引開始時において、マリンドリカは、本ナマコ取引の個別売買取引先であるX社は同社の日本法人であると認識していた。

【D社】

本ナマコ取引においては、本ナマコ取引販売契約書におけるC社の連帯保証人である。

【A社】

本ナマコ取引の基本取引において、中国輸出登録施設であるため、ナマコ商品の受渡場所として同社倉庫施設を利用していた。また、本ナマコ取引におけるY社の委託加工会社の一つであった。

なお、本ナマコ取引以外で、V県産塩蔵ナマコを同社から仕入し、X社へ販売する取引を行っていたが、それ以外にマリンドリカとの取引はない。

【B社】

本ナマコ取引の例外取引において、ナマコ商品の受渡場所として同社倉庫施設を利用していた。

なお、本ナマコ取引以外のナマコ取引においても、ナマコ商品の受渡場所として同社倉庫施設を利用していたことがあるが、それ以外にマリンドリカとの取引はない。

2. 本ナマコ取引の経緯

【ナマコ事業開始から D 社および C 社の紹介前まで】

平成 14 年頃、Mb 専務が K 社の社長であった当時、出入業者であった Ya 氏と知り合い、以後、Mb 専務と Ya 氏は継続的に情報交換する間柄となった。平成 24 年 5 月頃に Ya 氏から Mb 専務に対し、Y 社を経営することになったため、マリンデリカとの取引を依頼された。また、同社の取扱商材は水産品であり、特にナマコについては V 県で取扱い大手であると同時に最終消費者は、ほぼ中国であるとの説明を受け、ナマコの取引を提案された。

Ya 氏からの取引依頼を受けて、Y 社を仕入先として同年 11 月から平成 25 年 1 月にかけて中国企業と取引を行うこととなった（中国企業とマリンデリカとの取引は、中国本土あるいは香港へマリンデリカが輸出する取引であり、その後の本ナマコ取引の取引条件を検討するにあたり、以下を問題点として認識した。

- ・ナマコを輸出する際の必要書類（B/L、P/L、インボイス、衛生証明書、放射能証明書、原産地証明書、ナマコ漁獲業者の漁獲証明書、ナマコ加工業者の営業許可書、保管証明書等）の取得等に費やす事務コストの増加
- ・サイズ違いやキズ等のクレームが多発したことによるナマコ商品の返品リスク、および販売先からの発注キャンセルによる在庫リスク

【C 社および D 社との契約締結に至るまで】

平成 25 年 6 月頃、Mb 専務は、Y 社の Ya 氏から、D 社とその関係会社である C 社が、中国において販売先候補として有力であるとの説明を受けた。Ya 氏によれば、D 社が中間業者のアテンドで、V 県のナマコ集荷業者、加工業者を視察した際に面識を持った旨の説明であった。

また、それまでのナマコ取引においては、集荷・製造元と販売先との間に、中間業者が複数介在することで、販売先が要求する品質を充足しない、価格が安定しない等の問題が生じるため、Y 社と D 社とで取引を検討したいという説明があり、両社の取引の間にマリンデリカが入ることを提案された。希少な水産資源である V 県産ナマコを確保することが、ナマコ事業では重要であり、一定の漁獲量を確保するためには小規模漁協や漁師等に対する商品代金の前払い、あるいは現金買付けが必要であった。そのため、産地で漁協や漁師等との人脈を有する Y 社と、中国におけるナマコ販売網を有する D 社との需要と供給を調整する役割を担うため、Y 社との本ナマコ取引に参加することとした。

Ya 氏からの提案を受けて、平成 25 年 7 月 26 日から 30 日にかけて、Mb 専務は、D 社とナマコ取引の商談を行うために、中国へ出張した。同行者は、Y 社の Ya 氏、C 社の Xa 氏（C 社における日本担当との説明を受けた）、Xa 氏から紹介された E 社の Ea 氏であった。E 社は、日本産ナマコを中国へ販売する会社であり、以前から C 社と取

引があったとの説明であった。

28日、D社本社にて、D社のDa氏、C社のCb氏（同氏のC社の名刺にはD社の兼任であることが記載されており、D社の従業員と兼任であるとの説明を受けた）、Cc氏、Xa氏他の紹介を受けた。なお、中国側の買付会社としては、D社ではなく、D社の関係会社であるC社で対応することをDa氏から依頼された。これを受けて、Mb専務が、D社とC社との関係等について質問し、以下の回答を得た。

- ・両社に資本関係がある旨
- ・C社が日本産ナマコへの本格的な参入意思を持っている旨
- ・C社の新社屋・工場建設にD社が資金拠出している旨

次に、29日、C社の事務所にて、Cb氏、Cc氏と今後のナマコ取引に関して、Mb専務から以下の取引条件を伝え、概ね了承された。

- ・日本でのキャッシュ・オン・デリバリー
- ・D社がC社との契約の連帯保証人となる旨

また、C社より塩蔵ナマコのサンプルの注文があり、同社が品質等を確認した上で、マリンドリカとのナマコ取引を検討する旨の説明を受けた。

Mb専務が日本におけるキャッシュ・オン・デリバリーを条件とした理由は、①輸出手続きの事務コスト削減、②中国企業に対する資金回収リスクおよび政治的事情による取引条件変更リスクの回避であった。また、D社がC社との契約の連帯保証人となる旨を条件とした理由は、日本におけるキャッシュ・オン・デリバリーの取引条件が概ね了承されたものの、信用状決済の可能性が排除されていないことによる。

日本へ帰国後の平成25年7月31日には、Mb専務がMa社長に対して、D社およびC社との商談内容を伝達し、情報を共有した。また、C社からの塩蔵ナマコのサンプル注文は、C社への販売であるが、C社のXa氏から日本での受渡先として、E社を指定されたため、同社へのキャッシュ・オン・デリバリーとなった。また、ナマコの買付先は、Y社に決定した。なお、平成25年7月28日から29日のD社およびC社との商談を受けて、Ma社長とMb専務が継続的に協議した内容を、Mb専務が「V県産ナマコ事業計画」として策定し、Ma社長へ提出した。

平成25年8月中旬頃には、C社のXa氏からMb専務へ、C社との取引に関して、Xa氏を代表として日本法人を立ち上げ（同年9月4日にX社が設立された。マリンドリカはC社の日本法人と認識していたが、実際はそうではなかったようである。また、当該会社がキャッシュ・オン・デリバリーにて買い付けする旨の説明を受けた。さらに、同年8月27日には、C社のXa氏からMb専務に対して、マリンドリカとC社との契約に関して、D社がC社の保証人となる旨が承認されたとの説明を受けた。

D社がC社との契約の連帯保証人になることおよびC社が日本法人を設立することを受けて、C社との本ナマコ取引に関する契約の締結前であったが、本ナマコ取引における第1回目の前渡金として、平成25年9月2日にY社へ支払い（同年9月30日引

渡分)、本ナマコ取引が開始した。以降、平成 27 年 1 月 26 日まで、X 社へのナマコ商品の引渡約 30 日前に、Y 社に対してナマコ商品の仕入代金の全額を前払いする取引が継続した。

平成 25 年 9 月 13 日から 15 日にかけて、C 社および D 社とのナマコ取引に関する契約を締結するために、Ma 社長と Mb 専務が、Y 社の Ya 氏とともに、中国へ出張した。13 日、D 社本社の董事長室にて、D 社の Da 氏と面会し、C 社に対する保証人として、「日本産なまこ売買合意書」（以下、「本ナマコ取引販売契約書」という）に D 社の Da 氏のサインを受領した。14 日、C 社の Cb 氏、Cc 氏他と商談し、V 県産ナマコは韓国産・中国産と比較して高い相場で取引されている情報を得た。その後、新社屋・新工場予定地を視察した。次に、C 社事務所にて、マリンドリカおよび C 社の間で本ナマコ取引販売契約書が締結された。

平成 25 年 9 月 13 日付で締結した本ナマコ取引販売契約書を受けて、同年 8 月 27 日に Mb 専務が策定した「V 県産ナマコ事業計画」以降、Ma 社長と Mb 専務が継続的に協議を重ねてきた内容を、Mb 専務が「V 県産ナマコ事業の進め方について」として策定し、Ma 社長に提出した。その中において、メリット、デメリットおよびデメリットに対する対策として、以下の記載がある。

<メリット>

- ① 既存事業と比較した在庫リスクの軽減（仕掛品を除く）。
- ② 資金の投入から回収までのスケジュールの明確化。
- ③ マリンドリカ、C 社、Y 社 3 社の協力体制による事業安定化（他のルートはほとんどが玉石混淆型の一過性）。

<デメリットと対策>

- ① 現状ピーク時 2 億と想定されるマリンドリカの資金負担。
⇒買付先の次候補とは前渡金なしでの交渉中。
- ② Y 社に資金力なく前渡金が必要。
⇒Y 社に対して資金の一部負担について交渉中。
- ③ 販売先の 1 社集中による販売リスク。
⇒順次他ルートの販売を構築。
- ④ C 社からの発注が取り消された際の在庫リスク。
⇒本ナマコ取引販売契約書に発注時条件での完成製品買付義務を C 社に負わせることとした。

なお、当時の Ma 社長および Mb 専務は、X 社とのキャッシュ・オン・デリバリー、X 社に対する発注時条件での完成製品買付義務の 2 点が取引条件として重要であるとの認識であったが、前渡金の回収不能リスク、資金負担リスクも認識しており、新規仕入先候補とは、ナマコ製品の引渡時現金払いを交渉したが、水産品仕入の新規参入が困難であったことから、新規仕入先となるまでには至っていない。また、Y 社へ前渡

金の一部負担について継続的に交渉したが、不調に終わった。

平成 25 年 10 月 1 日付で、マリンドリカおよび Y 社との間で日本産ナマコ取引仕入契約が締結された。

【本ナマコ取引開始から前渡金回収不能まで】

平成 25 年 9 月 26 日には、Mb 専務、Mc 課長が、A 社にて、Y 社の Yc 氏、X 社の Xa 氏、A 社の Aa 氏の立会のもとで、塩蔵ナマコの現物を確認した。初回からの引渡 3 回分（同年 9 月 30 日、同年 10 月 7 日、同年 10 月 23 日、前渡金支払済）がパレットに積んであり、その内 10 ケース弱を開封し、ナマコの現物があることを確認した。さらに、Y 社にて、Xa 氏がサイズ、キズ、塩分濃度等の検品を実施している状況を視認した。また、X 社の Xa 氏とは、①X 社へは名義変更による引渡、②X 社からの入金確認後に、入金日付で名義変更することに合意した。

平成 25 年 9 月 30 日には、本ナマコ取引における第 1 回目の X 社からの販売代金を回収し、商品を引渡した（同年 9 月 2 日前渡金支払分）。以降、平成 27 年 1 月 20 日まで、X 社からの販売代金の入金確認後に、ナマコ商品を引渡す取引が継続した。また、この頃、Y 社の Yb 氏が退社し、以後は、マリンドリカとの商談は Ya 氏となった。さらに、X 社では、検品担当として Xb 氏が採用された。

平成 25 年 10 月 26 日には、Mc 課長が、A 社にて、Y 社の Ya 氏、Yc 氏、A 社の Aa 氏の立会のもとで、2 回目の塩蔵ナマコの現物を確認した。同年 9 月 26 日に現物確認した以降の引渡 4 回分（同年 10 月 29 日、同年 11 月 5 日、同年 11 月 11 日、同年 11 月 21 日、前渡金支払済）のうち、3 回分超がパレットに積んであり、そのうち 10 ケース弱を開封し、ナマコの現物があることを確認した。また、Y 社にて、Xa 氏がサイズ、キズ、塩分濃度等の検品を実施している状況を視認した。

その後、平成 26 年 1 月 21 日から 22 日にかけて、Ma 社長、Mb 専務、Md 部長の 3 名が、Y 社および A 社の工場を視察するために出張した。21 日、Y 社にて、Y 社の Ya 氏、Yc 氏より、ナマコの原料買付から輸出に至るまでの工程・検品状況の説明を受け、工場内を視察し、工場の稼働を確認した。工場内の在庫置場では、Ya 氏よりマリンドリカ向けとの説明を受けたナマコ商品を視認し、また、X 社の Xb 氏が製造工程のチェック、検品を実施している状況を視認した。22 日、A 社にて、Aa 氏より工程の説明を受けた後に、加工工程等を視察し、工場の稼働を確認した。工場内の在庫置場では、Aa 氏よりマリンドリカ向けとの説明を受けたナマコ商品を視認した。

平成 26 年 1 月 30 日には、Y 社の Ya 氏から Mb 専務へナマコ原料の漁獲量が当初の見込みより増加し、ナマコ在庫が過剰となったため、定期買付とは別に、追加販売を打診された。Y 社の打診に対して、X 社の Xa 氏へ追加購入の意思を確認したが、旧正月による金融機関の休業および旧正月明けでナマコ商品の在庫が過剰となっているため、本ナマコ取引の基本取引 (1.(a)「本ナマコ取引の概略図（基本取引）」を参照) と

は異なり、同年 3 月に 4 分割にて購入したい旨の回答を得た。なお、A 社は営業倉庫ではないため、ナマコ商品を一定期間保管する営業倉庫として、B 社を利用した。B 社については、Y 社近辺に知見がない Mb 専務が Y 社の Ya 氏へ相談し、Ya 氏から紹介を受けた複数の営業倉庫中から Mb 専務が選択している (1.(b)「本ナマコ取引の概略図 (例外取引)」を参照)。また、同年 1 月頃より、マリンドリカにおける本ナマコ取引の実務担当を Mb 専務から Mc 課長に移管した。

平成 26 年 2 月頃に、Y 社の Ya 氏に対して、Ma 社長、Mb 専務から、期間限定での値下げを打診し、同年 4 月 1 日の X 社への引渡分 (Y 社への前渡金支払は同年 3 月 3 日) から同年 5 月 27 日引渡分 (前渡金支払は同年 4 月 28 日) までの間、仕入単価が値下げされた。

平成 26 年 6 月 6 日には、Mb 専務が、F 社向けのナマコ商品を検品した後に (第 6.1.(3)「仕入先 Y 社、販売先 F 社」を参照)、Y 社の工場を視察し、Ya 氏より、工場内にあるナマコはマリンドリカ向けとの説明を受け、ナマコを視認した。また、7 日には、A 社の工場も視察した。

平成 26 年 6 月 17 日には、X 社の Xa 氏がマリンドリカへ来社し、Ma 社長、Mb 専務に対して、買付数量の増加 (同年 6 月 3 日にも買付数量増加の依頼があった) および買付価格の値下げを要請した。なお、その後、Xa 氏が上海へ帰国し、代わりに X 社においては Xb 氏が商談相手となった。Xa 氏が帰国した時期は明確ではないが、Ma 社長が Xa 氏と最後に商談した日が同年 6 月 17 日である。

平成 26 年 6 月 18 日には、Y 社の Ya 氏がマリンドリカへ来社し、前日の X 社からの値下げ要請を受けて、Ma 社長、Mb 専務から Ya 氏に対して買付価格の値下げ交渉を行った。交渉の結果、同年 7 月 29 日引渡分より、仕入価格が値下げとなった。また、買付数量の増加については、増産供給可能であるとの説明であった。これにより、同年 7 月 29 日の X 社への引渡分 (Y 社への前渡金支払は同年 6 月 30 日) から毎週の引渡数量が増加し、前渡金の回収懸念が生じる平成 27 年 1 月 27 日まで継続した。なお、仕入単価および売上単価はそれぞれ値下げされた。

平成 26 年 9 月 1 日から 3 日にかけて、Mb 専務は、中国の大手百貨店を C 社の販売先の一つとして検討するために、Ma 社長とともに北京へ出張した。その際に、C 社の Ca 氏他、Y 社の Ya 氏、X 社の Xb 氏も同行した。百貨店地下売場を視察し、ナマコ売場にて V 県産乾燥ナマコが最高 1,000 千円/kg にて販売されていることを確認した。また、中国大手ネット通販業者とも商談した。

平成 26 年 9 月 17 日には、X 社の Xb 氏が、マリンドリカへ来社し、Ma 社長、Mb 専務、Md 部長と商談した。スタートしたばかりのナマコ商品のネット販売が非常に好調であり、今後の取組みとして、高級デパート、老人ホーム等粗利益の高い末端への販売を検討している旨の説明を受けた。また、Xb 氏より、ネット通販が好調であることを受けて、年内は現状の数量を継続したい旨の依頼を受けた。これを受けて、19 日

に Mb 専務が Y 社の Ya 氏へ現状の数量を継続して買付けする旨を伝えた。

平成 26 年 10 月 3 日から 4 日にかけて、Ma 社長が、与信管理の徹底および現場視察のために、Y 社へ出張した。X 社の Xb 氏から、中国でのネット販売が好調であり、百貨店も徐々に定着している旨、および旧正月明け以降は、同年 12 月頃の在庫次第で買付数量の増減が判明する旨の説明を受けた。Y 社の工場では、選別工程を視察し、委託先で加工された塩蔵ナマコは、全て Y 社へ集められ、選別しているとの説明を受けた。また、選別工程は稼働しており、当工程内のナマコは全てマリンドリカ向けであるとの説明を Ya 氏から受け、ナマコを視認した。

平成 26 年 12 月 23 日から 24 日にかけて、Ma 社長、Md 部長他が、Y 社および A 社へ出張した。23 日、Y 社の Ya 氏より本ナマコの取引スキーム、全体像についての説明を受けた。24 日、A 社にて、同年 12 月 24 日引渡分について、数ケースを開封し、ナマコの現物があることを確認した。また、販売先別で保管スペースが区分されていることを確認した。

平成 27 年 1 月 9 日、Mb 専務、Mc 課長が、Y 社の Ya 氏、X 社の Xb 氏と商談し、旧正月後の需要が減少することを受け、3 月からの販売についてはこれまでの数量より 6 割から 7 割減少することを確認した。

平成 27 年 1 月 20 日、大光の役職員、マリンドリカの Ma 社長が、中国へ出張し、上海市内の小売店を視察した。同時期に、X 社の Xb 氏がナマコ事業の販路拡大のために、上海市内に滞在していたことから、Xb 氏に同行を依頼し、上海の百貨店地下生鮮スーパーのナマコ売場を視察し、Xb 氏より、売場に販売員を派遣し定期的な販促活動を実施している旨、売場のナマコはマリンドリカから買付けたナマコである旨の説明を受けた。

【前渡金回収不能】

平成 27 年 1 月 27 日、X 社の Xb 氏より Mb 専務あてに、旧正月に向けて在庫がピークを迎えるため、当日引渡予定のナマコに対して、支払いサイトの延長を依頼された。Mb 専務が取引日時の延期または今後の資金繰りについて質問したが、明確な回答は得られなかった。そのため、Mb 専務は、Xb 氏との面談による内容の確認、Y 社への報告等をするため、急遽出張した。現地で事情聴取をしたところ、Xb 氏の説明は依然として曖昧であったため、Mb 専務は Y 社の Ya 氏と連絡を取り、取引の延期、または今後の生産の一時中断および前渡金の一部返還等が発生する可能性を伝えた。また、翌日に現在の生産・在庫状況を確認するための打合わせをすることを約束し、同日は Ya 氏と別れた。同日夜、Ya 氏から Mb 専務に連絡が入り、マリンドリカの Y 社に対するナマコ仕入代金の前渡金は他に流用（国税からの差押、マリンドリカ以外への販売のための資金流出、売掛金回収不能およびその他使途不明）しており、資金およびナマコ在庫がほとんどないことを説明され、謝罪された。

平成 27 年 1 月 28 日、Mb 専務は、Y 社の Ya 氏と、在庫預け先である A 社を訪問し、ナマコの在庫は少量のみであることを確認した。同在庫をマリンドリカへ名義変更し、資金回収を試みようとしたが、すでに転売後で、資金も弁護士費用等に充てているとの説明を受けた。また、Ya 氏からは、今後の事業の継続に向けて最善を尽くす旨の説明があったが、Mb 専務から Ya 氏に対して、具体策を出すよう依頼した。

平成 27 年 2 月 1 日頃、Y 社の Ya 氏は、Mb 専務に対して、同年 1 月 28 日の回答として、翌週 2 月 3 日以降、法的整理をする方針である旨を伝達した。この時点では未確認であったが、代理人弁護士候補と面談し、代理人選任通知等を同年 2 月半ば頃に送付するよう準備しているとの説明を受けた。

3. 社外関係者へのヒアリング

(a) Y 社

Y 社本社、配送センターを訪問するも従業員は不在であり、加工場内のボイル釜等が使用されている形跡もなく、在庫もなかった。Yc 氏を除いて Ya 氏他 Y 社の従業員との接触もできなかった。また、元代表者である Yd 氏との接触も試みたが、不在であった。なお、Ya 氏とは、Y 社による代理人弁護士選任後接触が困難となり、その後平成 27 年 3 月 16 日に当該弁護士から「辞任通知」を受領し、さらにその後も接触を試みているが、本報告書の日付現在まで連絡が取れていない。

唯一接触した Yc 氏の証言では、平成 26 年 5 月頃までナマコ加工が行われていたとのことであったが、平成 26 年 5 月以降のマリンデリカによる Y 社加工場への訪問時にはナマコの現物を視認しており、Yc 氏の証言とは矛盾する。なお、その後、上記矛盾点の確認のため、Yc 氏への連絡を継続して試みているが、本報告書の日付現在まで連絡が取れていない。

また、同社のナマコ生産体制は、①ナマコ原料を調達し自社加工による生産、②原料を調達し加工を外部に委託する方法による生産、③未選別の加工品を購入後自社で選別を実施する方法による生産、④最終加工品を購入する等の複数の形態を持ち、取引のある原料仕入先、加工施設は複数にわたるとのことであった。

さらに、Yc 氏の証言によれば、従業員は 3 名が残っているのみである。

なお、前渡金の用途は不明であるが、Ya 氏によれば税務当局による差押が 1 億円程度あるとのことであった。

(b) X 社

X 社本社を訪問するも個人住居を登記上の本社等としているものとみられ、企業としての実態は不明である。また、Xa 氏へは何度も架電しているが本報告書の日付現在まで連絡が取れていない状況が継続している。Xa 氏との最後の面談は、平成 26 年 6 月 17 日であり、Mb 専務が Xb 氏より得た情報によると、Xa 氏は、その後、病気による手術を行うため中国に帰国したとのことであったが、その後の消息は不明である。

Xb 氏とは、平成 27 年 2 月 19 日に Ma 社長が架電した際に、X 社がナマコを買い付けた後の販売を証明する証憑書類（輸出時のインボイス等）の提示を求めたが拒否された。2 月 27 日に架電した際には、Xb 氏が面談について一旦は応諾したものの、その後本報告書の日付現在まで連絡は取れていない。

また、Mc 課長が本ナマコ取引における発注書・請求書の届け先であった（毎月 20 日に届けていた）横浜支店へ架電しているが、連絡が取れない状況が継続している。

これらの状況から、X 社がナマコを C 社等に販売した事実の確認を得ることができなかった。また、他社に関する情報も得られていない。

4. 本ナマコ取引の考察

(1) ナマコ商品の特性

本ナマコ取引の売買対象であった V 県産塩蔵ナマコは、1kg 当りの単価が高価な商品であり、10 度以下の温度帯で 6 ヶ月程度の保存が可能とされていることから、不正取引への利用が困難な商品ではないと考える。

(2) ナマコの現物の実在性

(a) Y 社の仕入・加工状況

Y 社は、平成 27 年 1 月 27 日にナマコ仕入代金の前渡金の回収に懸念が生じ、最終的に破たんしたものと推定されるが、同社が仕入・加工を行い、正常にナマコ取引を実施していた時期は、平成 27 年 1 月 27 日以前のいつまでであるのかを確定することは難しいと考える。

同社の仕入・加工状況について、Y 社の Yc 氏によれば、平成 26 年 5 月頃までは、ナマコの加工を行っていたとの証言がある。また、A 社の Aa 氏によれば、平成 26 年 5 月頃までは、Y 社に対して、ナマコを無選別で販売していた（5 月以降、Y 社に対する販売代金の回収遅延が発生したことから、同社への販売を中止した）との証言があり、両者の証言は一致する。

ただし、A 社より提供を受けた同社から Y 社へナマコを販売した実績資料（平成 25 年 9 月から平成 26 年 5 月までの期間）によれば、Y 社からマリンドリカが購入したナマコの数量と比較して、18%の割合しかないため、本ナマコ取引のナマコの現物の全量が実在していたかどうかは不明確である。

なお、平成 26 年 9 月以降においても、同社にてナマコの現物を確認していることから、ナマコの加工は中止したものの加工後のナマコを仕入れていた可能性があるが、この点についての明確な証拠資料は得られていない。

(b) X 社の販売状況

X 社も、平成 27 年 1 月 27 日にナマコ販売代金の入金がないうえ、支払サイトの延長要請があったが、同社の販売状況について、Xa 氏および Xb 氏とは連絡が取れない状態が続いており、X 社が外部に販売したことを示す明確な証拠書類は得られていない。

また、X 社の販売先である C 社がマリンドリカのナマコ商品を平成 26 年 7 月までは X 社経由で購入している証言を得ているものの、購入先、購入時期、数量を示した日本からの輸入書類等明確な証拠書類も得られていない。なお、X 社は平成 26 年 8 月以降ネット通販や百貨店等へ販売していた可能性があるが、あくまで Xb 氏の証言によるものであり、これらに関する明確な証拠書類も得られていない。

さらに、X 社から C 社あるいは C 社以外の中国の販売先へ販売していた個別の通関記録についても、税関へ開示を求めたが、開示できないとの回答であった。

(c) ナマコの現物確認および現場視察

平成 25 年 9 月 26 日、同年 10 月 26 日、平成 26 年 12 月 24 日には、X 社への引渡時に、数ケースを開封し、ナマコの現物の一部を確認している。また、それ以外にも、Y 社にて、複数回ナマコの現物の一部を視認していることから、ナマコの現物の一部が実在していたと見受けられるが、本ナマコ取引のナマコの現物である確証はなく、正規の取引としてのナマコの現物ではない可能性も否定できない。ただし、Y 社、X 社と事前に日程を調整した上での現物確認および現場視察であり、本ナマコ取引のナマコの現物である確証はない。

(3) Y 社と X 社の共謀の有無に関する検証

(a) Y 社と X 社との関係に関する一連の状況確認

もともと本ナマコ取引は Y 社の Ya 氏から D 社と C 社の紹介を受けたことから始まっており、マリンデリカがそれぞれを開拓して始まった取引ではない。平成 25 年 7 月 26 日に D 社および C 社と商談を行うために、蓬萊へ出張しているが、既にこの時点で Y 社の Ya 氏とともに X 社の Xa 氏（当時は C 社の日本担当として紹介）が同行している。したがって、Y 社と X 社が共謀していた時期は明確ではないが、取引の当初から両社が共謀していた可能性を否定できない。

また、X 社の Xa 氏と最後に商談した明確な記録は、平成 26 年 6 月 17 日であり、Xa 氏の帰国以降、同社は事務担当者を除いて、Xb 氏のみとなった。一方、上記 4.(2)(b)「X 社の販売状況」より、平成 26 年 7 月までは C 社が X 社からナマコを購入していたとの証言もある。Xb 氏は Y 社にて検品業務を行うために駐在していたことから、平成 26 年 8 月以降に Y 社の Ya 氏に取り込まれた等、X 社の経営実態に何らかの変化があった可能性もある。

したがって、同年 7 月以前において、X 社はナマコの購入資金の一部ないし全部を C 社から得ていた可能性はあると考えるが、関係者の証言以外の確たる証拠はない。また、同年 8 月以降において、同社がナマコの購入資金をどこから得ていたかは不明である。

(b) B 社からの出庫伝票

B 社からの出庫伝票の受領印欄のサインは、「Yc」等となっており、B 社の Ba 氏からは、「Yc」とは Y 社の Yc 氏であるとの証言も得ていることから、Y 社が X 社から引き取りを委託されていた可能性を否定できないが、不正目的で Y 社が引き取っていた可能性がある。

(c) 電子データの調査

通常のメールアドレスに関するドメインは、それぞれ異なるドメインを利用していたが、下記①②のとおり、両者が H 社を名乗り、“H 社”という同一のドメインを利用していた証拠書類を入手しており、Y 社と X 社が共謀していた可能性がある。

- ① 平成 26 年 8 月 26 日の X 社の Xb 氏から Y 社の Ya 氏宛てのメールを同日に Mb 専務へ転送したメール文面に、「H 社 : Ya 氏、Xb 氏」という記載がある。
なお、H 社は、平成 23 年 12 月に Ya 氏が代表者に就任していたとの情報がある。
- ② Ya 氏のメールアドレス(平成 26 年 9 月 8 日の Y 社の Ya 氏から Mc 課長へのメール)と、Xb 氏のメールアドレス(平成 26 年 10 月 24 日の X 社の Xb 氏から Mb 専務へのメール)については、同一のドメイン(H 社)を利用しており、これは①の「H 社」と一致している。

5. 本ナマコ取引の調査の結論

ナマコの現物の流れについては、Y社が商品を第三者であるA社へ取引日前日までに納品し、マリンデリカが販売先X社からの入金確認後、A社に対し名義変更依頼書を送付し、A社にて名義変更依頼書に基づく数量確認が行われた後に、A社から名義変更完了通知書が送付されている。しかしながら、取引日以降にX社がA社から商品を搬出しているとの証言は得られているものの、X社からの受領確認書類は得られていない。例外取引の場合は、B社からの入庫伝票、出庫伝票が送付されているが、前述のとおり、出庫伝票に不審な点がある。

資金の流れについては、仕入先、販売先双方との取引について、それぞれ請求書が発行されており、代金の支払および回収は行われている。

また、ナマコの現物の実在性については、Y社における仕入・加工状況、X社における販売状況や、平成25年9月26日から平成26年12月24日までの期間において、ナマコの現物の一部を確認しているが、本ナマコ取引におけるナマコの現物である確証はない。また、X社がナマコの現物を外部に販売した証拠書類やX社からナマコの現物を購入した証拠書類等取引の実在性を示す明確な証拠書類は得られておらず、特に、平成26年7月以降はナマコの現物が全く存在しなかった可能性は否定できない（上記4.(2)「ナマコの現物の実在性」を参照）。

一方、Y社とX社との関係については、本ナマコ取引が、もともとY社によるC社等の紹介に基づき、当初、C社の日本担当として紹介されたXa氏の設立したX社との間の取引として始まっていること、B社の出庫伝票に仕入先Y社のYc氏と考えられる受領サインがあり、またY社のYa氏とX社のXb氏が同一のドメインを利用していること等から、両社の業務上の結びつきは非常に強く、両社が本ナマコ取引の開始時点から、あるいは、少なくとも本ナマコ取引開始後のいずれかの時点から両社が共謀していた可能性は否定できない（上記4.(3)「Y社とX社の共謀の有無に関する検証」を参照）。

以上のことから、本ナマコ取引は、本ナマコ取引開始後のいずれかの時点まではナマコの現物の一部が存在していた可能性もあるが取引の当初からナマコの現物が存在していなかった可能性もある。また、本ナマコ取引の当初あるいは本ナマコ取引開始後のいずれかの時点から取引の全部または一部について、Y社とX社が共謀し、実際には存在しない取引を仮装していた可能性が高いと思料する。さらに、いずれの取引についても実体が存在していたことを示す確たる証拠はない。

したがって、会計上の売上、仕入を認識するための実現主義の要件である①財貨または用役の移転と②それに対する現金または現金等価物の取得のうち、①の要件を充足しないことから、会計上の評価として、本ナマコ取引が成立しているとは言えないため、本ナマコ取引に関する全ての売上と仕入を取り消すべきと判断する。

第 6. マリンデリカのその他取引の調査結果

1. 本ナマコ取引以外のナマコ取引の調査結果

本ナマコ取引以外のナマコ取引について、会計記録より以下に記載の(1)から(5)の取引を確認した。これらの取引の概要および取引の実在性については以下に記載のとおりである。

なお、(1)から(5)の取引について、次のように区分けして、取引の実在性を検証した。

- ・本ナマコ取引開始前のナマコ取引
- ・B社を経由した取引
- ・W県産乾燥ナマコの直送取引

【本ナマコ取引および本ナマコ取引以外のナマコ取引の時系列表】

	仕入先	販売先	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
本ナマコ取引						
	Y 社	X 社			●	●
(1)	本ナマコ取引開始前のナマコ取引		●	●		
B社を経由した取引						
(2)	A 社	X 社			●	
(3)	Y 社	F 社			●	●
(4)	Y 社	I 社			●	●
W 県産乾燥ナマコの直送取引						
(5)	I 社 (J 社)	Y 社		●	●	●

(1) 本ナマコ取引開始前のナマコ取引

本ナマコ取引開始前のナマコ取引は 4 件あり、調査結果は、下記に記載のとおりである。

<取引の実在性>

1 件については、輸出書類 (B/L、P/L、インボイス、輸出許可通知書、衛生証明書、放射能証明書、原産地証明書、ナマコ漁獲業者の漁獲証明書、ナマコ加工業者の営業許可書・保管証明書等) と帳簿記録を突合し、商品の移動事実を確認した。

残る 3 件については、商品の移動事実を示す証憑書類はないことから、以下に示す証拠書類により商品の移動事実を確認した。

- ・取引先から、商品の移動事実を確認する「株式会社マリンデリカとの取引に関連する確認書」を入手。

また、代金の支払および回収については、会計記録と預金口座および入出金明細を

突合し、一致していることを確認した。

さらに、取引の経緯を確認し、取引に不審な点がないかを確認した。

以上の手続を実施した結果、本取引について、取引の実在性に疑義を抱かせる事実
は確認されなかった。

《B社を経由した取引》

下記(2)(3)(4)の取引は、マリンドリカの指定した営業倉庫であるB社において、商品の受渡を行う取引である。B社における受渡の手順は、以下のとおりである。

- ① B社は、マリンドリカより入庫依頼書を受領する。
- ② B社は、マリンドリカの仕入先より商品を受領し、入庫完了後、入庫伝票（※1）をマリンドリカへ送付する。
- ③ B社は、マリンドリカより出庫依頼書もしくは名義変更依頼書を受領する。
- ④ B社は、出庫もしくは名義変更完了後、出庫伝票（※2）をマリンドリカへ送付する。

（※1）入庫伝票には、入庫作業を担当したB社の担当者が押印もしくはサインを記入。

（※2）出庫、名義変更のいずれの場合も出庫伝票を使用。出庫の場合は、出庫伝票の受領印欄に、引取先よりサインを受領する。名義変更の場合は、受領印欄は空白のままとし、余白部分にB社の担当者が名義変更完了した旨の記述とサインを記入する。

B社を経由した取引において、詳細は、下記(2)(3)(4)に示すが、入庫者と出庫者がY社のYc氏である可能性があり、正規にナマコの現物の引渡しが行われた証拠書類が得られなかった。したがって、会計上の評価として、取引が成立しているとは言えないため、売上と仕入を取り消すべきと判断している。

ただし、B社では、マリンドリカと合意した手続きにより入庫伝票、出庫伝票を発行しており、同社がY社あるいはX社と共謀していた可能性は低いと料する。

- (2) 仕入先： A社
販売先： X社
商品： V県産塩蔵ナマコ
取引期間： 平成26年4月、5月

取引経緯：

[平成26年4月頃]

A社より、過剰なナマコ商品在庫が発生したため販売要請を受けた。X社へ購入意思を確認したところ、一括引渡での取引が可能である旨の回答を得た。

なお、A社のナマコ商品在庫は中国の特定顧客向け商品であるため、X社は、商品の軟度、塩分量等に関する検品実施後に、購入を決定した。

本取引以降は、A社からの販売要請はなく、取引は終了している。

<取引の流れ>

- ① A社より、マリンドリカの指定倉庫（B社）へ納品
- ② B社は、マリンドリカへ入庫伝票を送付
- ③ マリンドリカは、A社より請求書を受領し、支払
- ④ マリンドリカは、X社へ請求書送付
- ⑤ マリンドリカは、X社からの入金後、B社へ出庫依頼
- ⑥ B社は、出庫後、マリンドリカへ出庫伝票を送付

<取引の実在性>

証憑書類については、A社から受領した請求書、X社へ送付した請求書、B社から受領した入庫伝票、B社へ送付した出庫依頼書、B社より受領した出庫伝票と帳簿記録を突合し、一致していることを確認した。

また、代金の支払いおよび回収については、会計記録と預金口座および入出金明細を突合し、一致していることを確認した。

しかしながら、本取引における出庫伝票の受領印欄に、Ycとサインされた伝票が確認された。また、このサインは、本ナマコ取引におけるY社のYc氏と類似していた。

そのため、B社のBa氏へヒアリングを実施し、本取引における商品の引取先について問い合わせたところ、引取先はY社のYc氏であるとの回答を得た。さらに、入庫についてもヒアリングしたところ、入庫の際の運送便は、A社の運送便ではなくY社のYc氏が運送者であったとの回答を得た。

以上の手続きを実施した結果、本取引は、A社から仕入れた商品ではあるが、Y社がB社へ入庫し、Y社がB社から出庫していることになるが、その理由について合理的に説明する証拠書類は得られなかった。

したがって、会計上の売上、仕入を認識するための実現主義の要件である①財貨または用益の移転と②それに対する現金または現金等価物の取得のうち、①の要件を充足しないことから、会計上の評価として、本取引が成立しているとは言えないため、本取引に関する売上と仕入を取り消すべきと判断する。

- (3) 仕入先： Y社
販売先： F社
商品： V県産塩蔵ナマコ
取引期間： 平成26年6月～12月

取引経緯：

[平成 26 年 5 月頃]

F 社はマリンデリカの販売先であり、マリンデリカからは従来、水産品を販売していた。F 社は中国へのネットワークが強いことから、Mb 専務は同社に対して V 県産塩蔵ナマコの買付けを提案し、取引を開始した。

[平成 26 年 6 月 6 日、7 日]

Mb 専務が、F 社の Fa 氏他と同行し、平成 26 年 6 月 12 日 B 社入庫分を仕入先である Y 社にて F 社への販売商品の検品を実施し、ナマコ事業のスキーム理解のために A 社の現地視察を行った。

[平成 26 年 6 月～12 月]

平成 26 年 6 月から 12 月まで、ナマコの最需要期である中国の春節向けに 3 回の取引を実施した。その後については、春節明けの需要が低迷することから、F 社からの追加注文はなく、取引は終了している。

<取引の流れ>

- ① Y 社より、マリンデリカの指定倉庫（B 社）へ納品
- ② B 社は、マリンデリカへ入庫伝票を送付
- ③ マリンデリカは、Y 社より請求書を受領し、支払
- ④ マリンデリカは、F 社へ請求書送付
- ⑤ マリンデリカは、F 社より入金確認後、B 社へ名義変更依頼書を送付
- ⑥ B 社は、名義変更完了後、マリンデリカへ出庫伝票を送付

<取引の実在性>

証憑書類については、Y 社より受領した請求書、F 社へ送付した請求書、納品書、B 社から受領した入庫伝票、B 社へ名義変更依頼した際の名義変更依頼書、B 社より受領した出庫伝票と帳簿記録を突合し、一致していることを確認した。

また、代金の支払いおよび回収については、会計記録と預金口座および入出金明細を突合し、一致していることを確認した。

本取引は、商品保管場所である B 社において、名義変更により販売先へ商品を引渡すものであり、名義変更後の出荷先については出庫伝票からは確認することができない。そのため、本調査の過程で B 社へヒアリングを実施し、名義変更後の出荷について問い合わせたところ、Y 社の Yc 氏が引き取ったとの回答を得た。さらに、F 社の Fa 氏にヒアリングを実施し、本取引における名義変更後の同社の販売先について問い合

わせしたところ、X社へ名義変更した旨の回答を得た。

以上の手続きを実施した結果、第5.5.「本ナマコ取引の調査の結論」において、Y社とX社が共謀していたと判断していることから、本取引については、Y社から仕入れた商品が、F社を経由して、X社へ販売されていたことになる（ただし、実際に引き取ったのはY社）が、その理由について合理的に説明する証拠書類は得られなかった。

したがって、会計上の売上、仕入を認識するための実現主義の要件である①財貨または用益の移転と②それに対する現金または現金等価物の取得のうち、①の要件を充足しないことから、会計上の評価として、本取引が成立しているとは言えないため、本取引に関する売上と仕入を取り消すべきと判断する。

- (4) 仕入先： Y社
販売先： I社
商品： V県産塩蔵ナマコ
取引期間： 平成26年7月～平成27年1月

取引経緯：

[平成23年3月頃]

I社の事業内容は食肉卸、水産品の販売等である。

Mb専務は、マリンドリカ在籍前に、水産品の買付けの際にI社のIa氏と面識を持った。

[平成25年1月頃]

Mb専務は、中国取引先以外の新たなナマコの販売先を開拓していくなかで、中国へ向け日本産食材を販売しているI社に対し、V県産ナマコの販売を提案した。しかし、I社ではW県産乾燥ナマコの仕入ルートを保持しており、高価なV県産ナマコは不要であるとの回答を得た。

[平成26年7月頃]

I社よりV県産塩蔵ナマコの購入について連絡を受けた。なお、平成25年にW県産乾燥ナマコをI社から仕入れた当時においては、マリンドリカよりV県産塩蔵ナマコの買付けを提案し、同社が取扱うW県産ナマコと比較し高価なため不要であるとの回答を受けたが、今回は、中国の春節向けにV県産塩蔵ナマコに対する需要が高まるため、中間業者よりV県産塩蔵ナマコの買付要請を受けたとの説明をI社より聴取している。

[平成26年7月～平成27年1月]

平成 26 年 7 月から 1 月まで、ナマコの最需要期である中国の春節向けに 6 回の取引を実施した。その後も、I 社より、継続購入の意向を聴取していたが、12 月から 2 月の期間はマリンドリカの主要取扱品目であるイタヤ貝や帆立貝の買付時期であり、これらの買付によるマリンドリカの資金繰り状況を勘案し、商品代金の支払いから回収までの期間が長い本取引については、取引を中断することとした。

取引の流れ：

- ① Y 社より、マリンドリカの指定倉庫（B 社）へ納品
- ② B 社は、マリンドリカへ入庫伝票を送付
- ③ マリンドリカは、Y 社より請求書を受領し、支払
- ④ マリンドリカは、B 社へ名義変更依頼書を送付
- ⑤ B 社は、名義変更完了後、マリンドリカへ出庫伝票を送付
- ⑥ マリンドリカは、I 社へ請求書送付
- ⑦ I 社より入金

<取引の実在性>

証憑書類については、Y 社より受領した請求書、I 社へ送付した請求書、B 社から受領した入庫伝票、B 社へ名義変更依頼した際の名義変更依頼書、B 社より受領した出庫伝票と帳簿記録を突合し、一致していることを確認した。

また、代金の支払いおよび回収については、会計記録と預金口座および入出金明細を突合し、一致していることを確認した。

本取引は、商品保管場所である B 社において、名義変更により販売先へ商品を引渡すものであり、名義変更後の出荷先については出庫伝票からは確認することができない。一方、本取引における出庫伝票の受領印欄に、Yc とサインされた伝票が確認された（平成 26 年 9 月 1 日出庫分）。

そのため、B 社へヒアリングを実施し、名義変更後の出荷について問い合わせたところ、Y 社の Yc 氏が引き取ったとの回答を得た。さらに、I 社の Ia 氏に対して、名義変更後の出荷について問い合わせるためヒアリングを試みたが、本報告書の日付現在まで証言を得られていない。

以上の手続きを実施した結果、本取引は、Y 社から仕入れた商品について、Y 社が B 社から出庫していることになるが、その理由について合理的に説明する証拠書類は得られなかった。

したがって、会計上の売上、仕入を認識するための実現主義の要件である①財貨または用益の移転と②それに対する現金または現金等価物の取得のうち、①の要件を充足しないことから、会計上の評価として、本取引が成立しているとは言えないため、本取引に関する売上と仕入を取り消すべきと判断する。

《W 県産乾燥ナマコの直送取引》

- (5) 仕入先： I 社 (J 社)
販売先： Y 社
商品： W 県産乾燥ナマコ
取引期間： 平成 25 年 6 月～平成 26 年 12 月

取引経緯：

[平成 25 年 1 月頃]

Mb 専務が I 社に対し、V 県産ナマコの販売を提案した際に、I 社としては W 県産ナマコの販売先を開拓していたため、当時 I 社の従業員であった Mc 課長を営業担当として紹介された。

[平成 25 年 6 月～8 月]

Mb 専務は、Y 社より V 県産と比較して安価な W 県産ナマコを購入したい旨の連絡を受け、当時 I 社の従業員であった Mc 課長へ依頼し、取引が実施された。

[平成 25 年 6 月 15 日]

Mb 専務が、I 社の Mc 課長、Y 社の Ya 氏と同行し、Mb 専務の知り合いである食品卸業者において初回納品分 475kg のうち 15kg について現物確認を行った。

I 社が自社の仕入先の保管場所ではなく他所での現物確認実施を希望したため、Mb 専務が食品卸業者から場所を借り、現物確認を実施した。

[平成 25 年 9 月]

Mc 課長は I 社を退職し、マリンデリカに入社した。

マリンデリカでは営業社員を募集しており、Mc 課長の交渉力を評価した Mb 専務が、Mc 課長に転職の意向を確認したところ、上場会社の子会社であるマリンデリカでの業務に魅力を感じ、最終的に Ma 社長の面談を経て入社した。

[平成 25 年 6 月～平成 26 年 6 月]

Y 社より W 県産乾燥ナマコの追加注文を受けた。取引に当たり、始めに Y 社より購入希望数量の提示を受けた。マリンデリカは I 社に供給可能数量を問い合わせ、その後マリンデリカから仕入価格、販売価格について I 社、Y 社と個別に交渉し、取引を実施した。各回の取引数量および価格は、個別交渉のうえ決定した。

平成 26 年 6 月以降、I 社より支払先として J 社を指定されたため、取引は終了した (I 社の Ia 氏は、J 社の社長を兼任している)。

[平成 26 年 7 月～12 月]

平成 26 年 7 月以降の取引について、I 社より支払先として J 社を指定されたため、仕入先が J 社となっている。

なお、平成 26 年 12 月以降も Y 社より W 県産ナマコの購入依頼を受けたが、L 県のナマコ禁漁期でもあったことから J 社において需要にこたえる供給量がなく、取引は行われなかった。

<取引の流れ>

- ① I 社 (J 社) より Y 社本社へ納品 (直送)
- ② マリンデリカは、I 社 (J 社) より請求書を受領し、支払
- ③ マリンデリカは、Y 社へ請求書送付
- ④ Y 社より入金

<取引の実在性>

直送取引であり、証憑書類は仕入先より受領した請求書、マリンデリカが Y 社へ送付した請求書のみである。

なお、代金の支払いおよび回収については、会計記録と預金口座および入出金明細を突合し、一致していることを確認した。

本調査において、商品の移動事実を確認するため、I 社 (J 社) へのヒアリングを試みたが、両社の社長である Ia 氏からは証言を得られておらず、販売先へ商品が移動した事実を示す証拠書類は得られなかった。

したがって、本取引についても、会計上の売上、仕入を認識するための実現主義の要件である①財貨または用益の移転と②それに対する現金または現金等価物の取得のうち、①の要件を充足しないことから、会計上の評価として、本取引が成立しているとは言えないため、本取引に関する売上と仕入を取り消すべきと判断する。

2. その他取引の調査結果

マリンデリカのその他取引は、仕入や売上の形態から、以下のような分類に区分けすることが可能であり、会計記録より抽出したすべての取引が、どの取引分類に該当するものかを振り分け、取引分類ごとに調査を進めた。

(ア) 海外仕入・国内売上：

海外からマリンデリカが輸入し、マリンデリカの営業倉庫へ入庫し仕入計上（販売先の指定倉庫への入庫もあり）。営業倉庫からの出庫もしくは名義変更により販売。

(イ) 海外仕入・国内売上（洋上転売）：

海外からマリンデリカが輸入し、洋上で B/L を裏書し販売先へ譲渡する。

(ウ) 国内仕入・海外売上：

国内仕入先から海外の販売先への直送取引。輸出者はマリンデリカであり、マリンデリカが通関業者へ船積依頼し輸出する。

(エ) 仲介貿易：

海外の仕入先から海外の販売先への直送取引。

(オ) 仲介貿易（加工販売）：

海外の原料仕入先から海外の加工業者へ送り仕入計上。海外の加工業者へ加工指示し、加工した商品を海外へ出荷。

(カ) 国内仕入・国内売上（在庫取引）：

国内仕入先よりマリンデリカの営業倉庫に入庫し仕入計上。国内販売先へ一括および分割で出荷。

(キ) 国内仕入・国内売上（直送取引）：

国内仕入先より国内販売先への直送取引。出庫および名義変更により販売先へ納品。

(ク) その他：

上記以外の取引。

< (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ) の取引の実在性 >

仕入先からの船積書類や営業倉庫からの出庫報告書等、商品の移動事実を示す証憑書類をサンプル抽出し、帳簿記録と一致していることを確認した。

さらに、代金の支払および回収については、会計記録と預金口座および入出金明細を突合し、一致していることを確認した。

以上の手続を実施した結果、本取引について、取引の実在性に疑義を抱かせる事実の確認されなかった。

< (キ) の取引の実在性 >

証憑書類のみでは商品の移動事実を確認できないため、取引先の業容、取引金額、取引頻度等から取引の実在性に疑義を抱かせる取引 2 件に関して、販売先からの受領確認書類や第三者倉庫からの出荷履歴など商品の移動事実を示す証拠書類を入手し、帳簿記録と一致していることを確認した。

さらに、代金の支払および回収については、会計記録と預金口座および入出金明細を突合し、一致していることを確認した。

以上の手続を実施した結果、本取引について、取引の実在性に疑義を抱かせる事実は確認されなかった。

< (ク) の取引の実在性 >

水産品に関する輸入割当の他社への譲渡や水産品の検品業務請負であり、商品の売買による取引ではない。したがって、取引経緯や概要を確認した。

さらに、代金の支払および回収について、会計記録と預金口座および入出金明細を突合し、一致していることを確認した。

以上の手続を実施した結果、本取引について、取引の実在性に疑義を抱かせる事実は確認されなかった。

第 7. 大光における取引の調査結果

大光の外商事業の取引について、対象期間における全取引を会計記録より抽出した。外商事業における取引は、販売管理システム上の売上区分により以下のように分類されており、取引分類ごとに調査を進めた。

(ア) 売上：

仕入先から大光の自社倉庫に商品を入庫、大光の自社倉庫から出庫し、販売先へ納品する取引

(イ) 営業倉庫（配送）：

仕入先から大光の営業倉庫へ商品を入庫、当該営業倉庫より出庫し、販売先へ納品する取引

(ウ) 営業倉庫（引取）：

仕入先から大光の営業倉庫へ商品を入庫、当該営業倉庫において、販売先が引き取る取引

(エ) 営業倉庫（名変）：

仕入先より大光の営業倉庫へ商品を入庫、当該営業倉庫において販売先に商品を名義変更する取引

(オ) 直送売上：

大光が仕入先に発注、仕入先から販売先へ直接納品する取引

(カ) 直送売上（引取）：

大光が仕入先に発注、仕入先倉庫で販売先が直接商品を引き取る取引

(キ) 直送売上（直取引）：

販売先が仕入先に直接発注し、仕入先から販売先へ直接納品する取引

< (ア)、(イ)、(ウ)、(エ) の取引の実在性 >

販売先が受領した旨の押印（またはサイン）のある売上傳票兼受領書（控）や大光の営業倉庫へ販売先が引取った際の受領確認書類等より商品の移動事実が確認できることから、これらの取引については取引の実在性に疑義を抱かせる事実は確認されなかった。

< (オ)、(カ)、(キ) の取引の実在性 >

証憑書類のみでは商品の移動事実を確認できないため、取引先の業容、取引金額、取引頻度等から取引の実在性に疑義を抱かせる取引 14 件および 1 取引当りの金額が 1,000 千円以上の取引 7 件に関して、販売先からの受領確認書類や第三者倉庫からの出荷履歴など商品の移動事実を示す証拠書類を入手し、帳簿記録と一致していることを

確認した。

さらに、代金の支払および回収については、会計記録と預金口座および入出金明細を突合し、一致していることを確認した。

以上の手続を実施した結果、本取引について、取引の实在性に疑義を抱かせる事実を確認されなかった。

第 8. 数値面での訂正

前述した第 5.「本ナマコ取引の調査結果」および第 6.「マリンデリカのその他取引の調査結果」に基づき、売上と仕入を取り消すべきと判断した金額は、下表のとおりである。

単位：千円

平成 26 年 5 月期	売上高	仕入高
第 1 四半期	111,785	110,370
第 2 四半期	434,248	420,444
第 3 四半期	746,940	727,090
第 4 四半期	1,099,140	1,065,390
合計	2,392,113	2,323,294

単位：千円

平成 27 年 5 月期	売上高	仕入高
第 1 四半期	1,162,852	1,131,390
第 2 四半期	1,283,836	1,248,014
第 3 四半期	826,888	803,795
合計	3,273,577	3,183,200

第9. 内部管理体制の確認

本ナマコ取引によって、マリンドリカおよび大光は、結果として多額の貸倒損失を被ることになり、また、ナマコ取引全般について、会計上も多額の売上の取消しを行うこととなったが、その原因としては、両社における組織的諸事情の存在を無視できない。多額の前渡金を支払うという取引形態に伴うリスクの顕在化という点に関しては、直接的には①マリンドリカにおける与信管理体制に不十分な点があったと考えられ、また、ナマコ取引に関してその実在性に疑問が生じ、会計上売上の取消しに至った点に関しては、直接的には②マリンドリカにおける仕入先および販売先の管理等に不十分な点があったと考えられる。さらに、これらの事項を含め、③マリンドリカの、および、大光のグループ全体に関するリスク管理体制および内部統制システムについても、問題があったと考えられる。

以下では、マリンドリカおよび大光における、より強固なリスク管理体制の構築に資するために、本ナマコ取引による貸倒損失や、取引の実在性が疑わしい取引を行ったことの要因となったと思料されるマリンドリカおよび大光の組織的諸事情につき検討する。

1. 与信管理規程に基づく与信管理体制

マリンドリカの、現行の与信管理体制およびその運用方法は以下のとおりとなっている。

(1) 与信管理規程に基づく与信管理体制

マリンドリカにおいては、取引の安全と債権の保全を図ることを目的とし、与信管理規程において与信管理に関する基準および手続ならびに取扱要領を定めている。しかしながら、与信管理の目的は、売掛債権のある取引先（販売先）の動向を把握し、確実に債権の回収を図ることにあるとされており（与信管理規程第6条）、仕入先に対する前渡金はかかる与信管理規程による管理の対象とはされていない。

販売先の中でも、口座を設けて継続的取引を行う取引先が与信管理規程の対象とされており（与信管理規程第2条）、そのような販売先について与信管理の実効性を高めるために、帝国データバンクの評点有無を確認し、個別に与信管理を行っている。

(a) 与信限度額の設定

より具体的には、まず、与信限度額の設定に際しては、法人を単位とし、取引金額に基づく区分により、取引先について、それぞれ規定に定められたとおりの調査を実施することとしている。例えば、取引金額が一定金額超の既存取引先については、帝国データバンクの評点を必ず取得することとし、評点がない場合には帝国データバンクによる信用調査を行い、新たに評点を取得し、その評点に基づき与信額を決定する

こととされている（与信管理規程第 8 条）。

また、与信限度額の基準は、帝国データバンクの評点を重要な目安としている（与信管理規程第 10 条）。なお、（与信管理規程とは別に、稟議規程第 12 条により定められている決裁権限一覧表に基づき）一定金額超の与信限度額の設定については社長決裁、一定金額以下の与信限度額の設定については業務部長決裁としている（与信管理規程第 15 条）。

(b) 与信限度額の申請

営業担当者は、取引を開始する時、定期的に（1年に1度）、信用状態が低下したと判断された時、あるいは、与信限度額を変更する時のそれぞれにおいて信用調査を行う（与信管理規程第 11 条）。信用調査の方法は、与信管理責任者（営業部長とされている（与信管理規程第 5 条））の承認を受けて、営業担当者による実地調査、会社年鑑等による調査、興信所による調査、インターネット・新聞などの検索による調査を実施している（与信管理規程第 12 条）。営業担当者は、調査結果に基づき信用調査表および与信限度額申請書を作成し、与信管理責任者へ提出し審査を受ける（与信管理規程第 13 条）。信用調査表および与信限度額申請書には、取引先の基本情報、財務状況、担当者意見、申請与信額算出根拠、取引の経緯を記載し、反社会勢力との関係について問題の有無を明記したチェックシートと帝国データバンクの調査報告書を揃え、与信管理責任者に提出することとされている。

与信管理責任者は申請書を受領し、企業規模、回収期間、取引残高、資金調達余力、財務状況、風評などから支払能力の有無を判定し、審査意見を付したうえで決裁権限者に回議する（与信管理規程第 14 条）。与信限度額の申請が決裁されたときは、業務部は与信管理責任者に対し決裁結果を通知し、当該与信限度額を業務部に備付けの与信限度登録台帳に登録する。与信限度は、決裁手続が完了したときに効力を生じる（与信管理規程第 15 条）。

与信限度の有効期限は、原則として、登録月の末日をもって起算し1年間とし（ただし、1回限りまたは特定期間の取引については、あらかじめ定められた期限をもって有効期限とする）、有効期限後も取引が継続する場合は、期限到来前に更新手続を行う（与信管理規程第 17 条）。有効期限の途中において、与信限度額を増額または減額する必要が生じた場合には、その理由を付して与信限度額の変更申請を行い、決裁権限者の決裁を受ける（与信管理規程第 18 条）。

(c) 与信管理の運用

与信管理責任者は、当社の販売管理システムより抽出した売掛金残高管理表に基づき、常に与信限度額の運用状況を管理している。与信管理責任者は、得意先の債権残

高と与信限度額を比較し、債権残高が与信限度額を超過する恐れがある場合には、営業担当者へ与信限度額の見直し等を行うように指示している(与信管理規程第 22 条)。与信先については、与信管理台帳にて帝国データバンクの評点、格付、設定与信額、与信申請書決裁日、社外取締役報告日、与信期間経過日数を管理しており、与信枠一定金額超の新規・更新・変更の与信先については、社長決裁を受けて 3 ヶ月に 1 度、取締役会で与信限度額及び与信管理の状況を報告している。

原則として、与信限度額を超えた販売は認めていないが、年末年始など売上に大きな季節変動が見込まれるなど特別の理由がある場合については、与信限度額超過申請を行うことができる(与信管理規程第 23 条)。この承認は、一定金額を超える与信額については社長承認、一定金額以下の場合は業務部長の承認を必要とし、申請書には期間および条件を明記している。

以上のように、与信管理規程においては、取引先の信用状況に応じたきめ細やかな与信管理体制が定められている。しかしながら、かかる与信管理規程に基づく与信管理は、販売先のみを念頭に置いたものであり、仕入先に対する前渡金に関する与信管理は与信管理規程の対象とはされていない。

(2) 前渡金に関する与信管理

マリンドリカにおいて、仕入先に対する前渡金は、上記のとおり、与信管理規程の対象とはされていないが、一定の与信管理は行われてきている。

まず、前渡金の支払については、稟議規程第 12 条に基づく決裁権限一覧表に基づき、一定金額以上は取締役会決裁、一定金額未満は社長決裁と社外取締役への報告とされている(マリンドリカの取締役会には、大光の取締役 3 名もマリンドリカの社外取締役を務めているため、取締役会決裁の場合も、社外取締役への報告の場合も、大光の経営陣に情報が共有されることになる。)

この点、本ナマコ取引に関する前渡金の支払に関しては、①平成 25 年 9 月 2 日及び 9 月 9 日にそれぞれ支払われた前渡金は社長決裁の対象であり、②平成 25 年 11 月 15 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 2 日から同年 11 月 12 日までの期間における前渡金の支払について追認し、③同じく平成 25 年 11 月 15 日開催の取締役会において、同月 22 日以降平成 26 年 5 月 31 日までの期間における前渡金の支払について決裁を行うとともに、その後の同期間中の取締役会において前渡金の支払状況について報告を受け、④平成 26 年 10 月 15 日開催の取締役会において、同年 9 月 13 日から同年 10 月 15 日までの期間における前渡金の支払について追認し、⑤同じく平成 26 年 10 月 15 日付取締役会において、同月 20 日から同年 11 月 30 日までの期間における前渡金の支払について決裁を行い、⑤平成 26 年 11 月 14 日、同年 12 月 15 日、および、平成 27 年 1 月 14 日の取締役会において、それぞれ平成 26 年 12 月、平成 27 年 1 月、および、同年 2 月における前渡金の支払について決裁を行っている。しかしながら、

その一方で、⑥平成 25 年 9 月 26 日付の前渡金の支払については追認も含めて決裁がなされておらず、⑦平成 26 年 6 月から同年 9 月 12 日までの期間における前渡金の支払については毎月取締役会において支払状況についての報告がされていたものの、やはり追認も含めて決裁がなされていなかった。

また、与信管理としては、売掛金等の営業上の債権とは別管理で、現地訪問によるヒアリングなどで業況を把握し、帝国データバンクの調査表により決算状況の把握を行っている。

本ナマコ取引に関しては、上記の通常の手続に加えて、平成 26 年 10 月 6 日付で「Y 社への前渡金に対する与信管理について」と題する資料を大光に提出した以降は、同資料に記載の与信管理方法を行うとともに、売掛金と同じように与信申請書を作成し所定の決裁を受け、全体で管理することとしてきた。

一方で、Y 社以外の仕入先に対する前渡金に対しても、海外を含め現地訪問によるヒアリングなどで業況を把握し、帝国データバンクの調査表（海外含む）により決算状況の把握を行い、売掛金と同じように与信申請書を作成し所定の決裁を受け、全体で管理することとしてきた。

マリンドリカにおける、大光による買収以降の前渡金についての取締役会報告・承認の状況をみると、本ナマコ取引が、マリンドリカにおける仕入取引の中では、前渡金の金額の大きさという点においても異例なものであったことが認められる。それにもかかわらず、上記のとおり、取締役会における決裁が事後的な追認の形になったり、（その支払について、ほとんどは取締役会における報告の対象とされ、マリンドリカの取締役らにおいてはすべて認識されていたとはいえ）追認の形ですら決裁を受けていない前渡金の支払も存在した。また、売掛金に関してさえ、最も信用の高い類型の取引先の与信限度額は一定金額以下とされており、Y 社は当初からそこまでの信用がなかったにもかかわらず、これを遥かに超える金額の与信がなされていた。本ナマコ取引における前渡金を含む前渡金については、全般的に売掛金と同様の形で与信管理の対象とされているべきであったと考えられる。

(3) マリンドリカにおける仕入先および販売先の管理等

マリンドリカにおける、仕入先および販売先の管理については、仕入管理規程および販売管理規程がそれぞれ置かれている。

まず、仕入管理規程においては、仕入先の選定にあたり、仕入商品が信頼できる品質であること、長期に渡り、安定的に開発・供給できる能力を持っていること、低廉で有利な価格で取引できること、マリンドリカに対する協力性があることといった事項を考慮するものとされている（仕入管理規程第 6 条）。また、新規仕入先の申請は、「新規仕入先申請書」および契約書をもって行うものとされ、新規仕入先の申請にあたっては、仕入先の実態を事前に調査し、取引条件等について確認を行っ

たうえで「新規仕入先申請書」を作成して提出するものとされており、(稟議規程第 12 条により定められている) 決裁権限一覧表に基づく決裁を必要とするものとされている(仕入管理規程第 10 条)。

しかしながら、仕入管理規程においては、仕入先のモニタリング等は特に定められておらず、また、マリンデリカにおいて仕入先は主に海外であることから、海外事業部が担当部門とされるなど、仕入管理規程に基づく仕入先の管理体制は、本ナマコ取引における Y 社の管理には適した体制ではなかった。

一方、販売管理規程においても、新規取引先の申請は、「新規取引先申請書」および契約書をもって行うものとされ、新規取引先の申請にあたっては、取引先の実態を事前に調査し、取引条件等について確認を行ったうえで「新規取引先申請書」を作成して提出するものとされており、決裁権限一覧表に基づく決裁を必要とするものとされている(販売管理規程第 8 条)。

しかしながら、販売管理規程においても、販売先のモニタリング等は特に定められておらず、そのようなモニタリングは、与信先である販売先について与信管理規程に基づいて行われるものとされている(与信管理規程第 22 条等)。

以上の仕入管理規程および販売管理規程の内容からは、基本的には、マリンデリカにおける取引先の管理は、販売先についてのみ、与信管理規程に基づいてなされることとなっているものと認められる。貸倒損失が発生した本ナマコ取引においては、仕入先である Y 社に対して前渡金により多額の信用供与がなされる一方で、取引において(キャッシュ・オン・デリバリー取引という取引形態であるため)信用を供与する対象とはなっていなかった X 社が、その経営実態をいずれかの時点において失い、Y 社と結託して不正取引を行った可能性を否定できないことになっている。マリンデリカにおける仕入先および販売先の管理において、仕入先についても販売先と同様の与信管理がなされるとともに、仕入先と販売先が結託するおそれのあるような事情がある場合(いずれかの経営実態がないあるいは失われた可能性がある、また、仕入先と販売先との間の、資本または業務上の関係が強い場合等)に、仕入先および販売先の実態について確認がなされるような体制が欠けていたものと評価できる。

さらに、本ナマコ取引その他一部のナマコ取引においては、取引が実在した可能性があると考えられる期間についても、証拠が十分でないことから売上げを取り消すという判断に至ったが、この点に関しては、本ナマコ取引等において、会計上、必要とされる証拠の確保についての留意が十分でなかったという点が指摘できる。本ナマコ取引は、マリンデリカの行う取引のうちでも、スキームとしても異例のものであったが、そのような取引を行う際には、事前に会計上の取扱いの面からの検証も行われるべきであった。

2. 大光およびマリンドリカにおけるリスク管理体制（内部統制システム）

上記 1.では、本件を教訓としてより強固なリスク管理体制を構築するのに資する観点から、本ナマコ取引における損失に寄与したと思料される直接的な組織的要因であるマリンドリカの与信管理体制等について検討した。本項では、さらに、かかる組織的要因を、大光およびマリンドリカに対して会社法上要求されるリスク管理体制構築義務の観点から検討する。

一般に株式会社は、取締役会を通じて「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を整備すべきこととされ（現行会社法第 362 条第 4 項第 6 号、同じく会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号）、具体的には、例えば、目的とする事業の種類、性質等に応じて生じる各種リスクを適切に制御すべく、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制（内部統制システム）を整備することを要するとされる（大阪高裁平成 18 年 6 月 9 日判決判例時報 1979 号 115 頁、東京地裁平成 21 年 10 月 22 日判決判例タイムズ 1318 号 199 頁等）。他方で、かかるリスク管理体制の内容ないし水準については、会社の規模や経営状態、事業内容等の諸般の事情に左右され、一義的にその内容が定まるものではなく、取締役の裁量に委ねられるとされ（上記裁判例の他、東京高裁平成 20 年 5 月 21 日判決判例タイムズ 1281 号 274 頁）、また、通常想定される不正行為を防止し得る程度の管理体制が整備されていたこと等を理由にリスク管理体制の構築義務違反が否定された例もある（最高裁平成 21 年 7 月 9 日判決判例タイムズ 1307 号 117 頁）。

ところで、平成 27 年 5 月に施行が予定されている改正会社法においては、改正前は会社法施行規則に規定される内容であった「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」が、会社法上（改正後の会社法第 362 条第 4 項第 6 号等）規定されることとなり、併せて、会社法施行規則において、「子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を含め、子会社管理体制について定めるべき事項がより具体的に規定されることとなっている（改正後の会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号等）。かかる改正については、立案担当者によって、「近時、株式会社とその子会社からなる企業集団（グループ企業）による経営（グループ経営）が進展し、特に持株会社形態が普及していることから、親会社およびその株主にとっては、その子会社の経営の効率性および適法性が極めて重要なものとなっていることからそのような改正が行われる旨の説明がなされている（坂本三郎編著『一問一答 平成 26 年改正会社法』（商事法務、2015 年）216 頁）。この改正は、改正前から会社法施行規則に規定されていた内容が会社法本体において規定されたり、会社法施行規則により具体的な内容が追加されたりするものであるもので、改正前に比べて法律上の親会社取締役の責任を加重するものとは考えられていないが、このように子会社管理の重要性が会社法および会社法施行規則の文言に反映されることによって、今後、株主や投資家等においてもそのような重要性に関する認識が浸透すると思われること

については留意が必要である。また、当該会社法改正に係る法制審議会会社法制部会においては、複数の学者委員・幹事から、会社の資産である子会社の株式の価値を維持するために必要・適切な手段を講じることが親会社取締役の善管注意義務から要求されており、株主である親会社として、取ることのできる手段を適切に用いて対処するというのも、当然、親会社取締役の善管注意義務の内容に含まれ得るとの意見も述べられていた（前掲・坂本 220 頁）。このように、今回の会社法改正の過程において、子会社の管理が親会社取締役の善管注意義務の対象に含まれることが確認され、改正後の会社法においてその重要性が条文にも反映されたことに鑑みれば、本件に関しては、大光の子会社管理体制が十分なものであったかという点からも検証されることが必要であると考えられる。

以下では、そのような観点から大光におけるマリンドリカの管理体制と、マリンドリカ自体における管理体制とについて検討する。

(1) 大光におけるマリンドリカの管理体制

ナマコ取引に関連する大光におけるマリンドリカの管理体制は以下のとおりである。

まず、大光においては、「当社グループが認識するリスクを包括的に定義し、それらのリスク管理に関する基本的な方針および方法を明確にし、リスク管理活動の適切な運営を行う」ために、リスク管理規程が設けられている（大光リスク管理規程第1条）。

そして、同規程6条に基づき、大光グループのリスク管理の運営を行う機関として、リスク管理委員会が設置され、同委員会の委員に「グループ会社の代表取締役社長など」を含めることとされており、実際に、大光の現存する唯一のグループ会社であるマリンドリカについては、平成23年12月に当時の代表取締役社長であったMe氏がリスク管理委員会の委員に任命され、その後、現在のマリンドリカの代表取締役社長であるMa社長が、同社社長就任後、平成25年11月にリスク管理委員会の委員となっている。

また、同規程4条に基づき、リスク管理規程の別表として「株式会社 大光 企業リスク一覧表」が作成され、リスク毎に担当部を定め、リスクを管理することとされている。その中にマリンドリカが対象とされ、また管理を管轄することとされているリスクも含まれる。当該別表においては、(他の事項に加え)リスクの管轄部署と対応策とが規定されている。

リスク管理規程以外に、大光においては、グループ会社管理全般に関して、グループ会社管理規程が設けられている。グループ会社管理についての所管部門として、内部監査室が内部監査の実施等、経営企画室が内部統制制度整備に関する業務の指導等、経理部が経理業務の指導等を行うことなどが規定されている（グループ会社管理規程第5条）。

ところで、大光のリスク管理委員会においては、平成26年11月14日開催のリスク管理委員会において、①リスク管理規程別表の「株式会社 大光 企業リスク一覧表」において、「取引先倒産」のリスクのうち「貸倒損失計上（特に大口取引先）」に関するマリンドリカにおける対応策として、「前渡金支払先に対する債務履行調査」が追加され、また、②マリンドリカの前渡金に関する与信管理について、マリンドリカ（Ma社長）から提出された「前渡金に関する与信管理について」という資料が報告されているが、それ以前においては、本ナマコ取引に係るマリンドリカにおける前渡金のリスクについては、リスク管理委員会においては明示的に検討されていなかった。ただ、本ナマコ取引における前渡金の支払に関しては、平成25年11月のマリンドリカ取締役会、および、平成26年6月以降のマリンドリカ取締役会において検討がなされており、大光の取締役3名がマリンドリカの取締役を兼任しているため、大光の経営陣も本ナマコ取引における前渡金の支払の状況については了解していた。

一方で、大光からは、平成26年7月以降、本ナマコ取引におけるマリンドリカのY社への前渡金に対する与信管理がなされていない旨の指摘がなされていた。

しかしながら、本ナマコ取引は平成 25 年 9 月から開始され、当初からピーク時には多額の前渡金の資金負担が想定されていたことに鑑みれば、上記 1. 記載のとおり、マリンデリカの（売掛債権のある取引先に対する）与信限度額が帝国データバンクの評点が最もよいカテゴリーの取引先に対しても一定金額とされていること等と併せてみても、より早い時点から本ナマコ取引ないし Y 社に対するよりきめ細やかな与信管理が検討されるべきであったと考えられる。平成 27 年 1 月に至るまで入金等の遅れがなく、外見上は順調に取引が行われていた点、また、ナマコ業界においては原料確保のための原資として仕入先に対するこのような前渡金支払が慣行となっている点を考慮に入れたとしても、そのような子会社のリスクに対する把握および対応が後手に回った点、また、本ナマコ取引を含むナマコ取引のように（取引先の結託等によって）実在性が疑われる取引のケースに対して十分な確認が行われるようなものでなかった点において、大光のリスク管理体制ないし子会社管理体制は十分なものであったとはいえない。

(2) マリンデリカにおけるリスク管理体制

一方で、ナマコ取引に関連するマリンデリカにおけるリスク管理体制は、以下のとおりとなっていた。

まず、マリンデリカについてのリスク管理規程が定められており、大光のリスク管理規程と同様に別表が存在し、リスクの管轄部署と対応策とが規定されている。

また、上記 1. において述べたとおり、与信管理に関しては、与信管理規程が存在する。しかしながら、与信管理規程は「売掛債権のある取引先の動向を把握し、確実に債権の回収をはかること」を目的とし（同規程第 6 条）、前渡金に関する与信管理はその対象としていない。

前渡金に関しては、稟議規程第 12 条に基づく決裁権限一覧表において、「一定金額以上」の前渡金については取締役会決裁事項、「一定金額未満」の前渡金については、社長の決裁事項かつ社外取締役への報告事項とされており、与信管理としては、売掛金等の営業上の債権とは別に管理されている。そして、本ナマコ取引においては、平成 26 年後半においては毎月多額の前渡金の支払いが生じている（個別の前渡金についても上記取締役会決裁事項の基準を大きく超えており、また、取締役会の決裁は 1 か月ごとにまとめた金額で行われていたため、その金額はさらに上記取締役会決裁事項の基準を大きく超えていたことになる）ことから、平成 26 年 10 月 6 日付で大光に提出された「前渡金に関する与信管理について」記載のとおり管理を行うこととされた。

しかしながら、本ナマコ取引が当初からピーク時には多額の前渡金の資金負担が想定されていたこと、マリンデリカの（売掛債権のある取引先に対する）与信管理はよりきめ細やかに行われ、与信限度額が帝国データバンクの評点が最もよいカテゴリー

の取引先に対しても一定金額とされていること等に鑑みても、より早い時点から本ナマコ取引ないし Y 社に対するよりきめ細やかな与信管理が検討されるべきであったと考えられる。特に、平成 26 年 7 月に大光からの指摘があるまで、本ナマコ取引ないし Y 社に対する与信管理についての検討が開始されなかったという点、また、本ナマコ取引を含むナマコ取引のように実在性が疑われる取引のケースに対して十分な確認を行うことが可能ではなかった点、さらには、マリンドリカの稟議規程上必要とされる決済さえも経ていない取引があった点に鑑みると、マリンドリカ自体のリスク管理体制は十分なものであったとはいえない。

(3) 大光およびマリンドリカにおけるリスク管理体制の法的評価

上記のとおり、ナマコ取引に関連する大光およびマリンドリカにおけるリスク管理体制は、マリンドリカにおける前渡金に関する与信管理が十分なものではなかった点、本ナマコ取引を含むナマコ取引のように実在性が疑われるような取引について確認を行うことができなかった点において、不十分なものであった。

もっとも他方で、上記法令上の要求水準との関係では、ナマコ取引に関連する大光およびマリンドリカにおけるリスク管理体制に（法令違反となるような）欠陥があったとまではいえないと考える。

すなわち、第一に、前渡金に関する与信リスクとして通常想定されるのは、真正な、実在する取引における貸倒れであり、本ナマコ取引についても仮に取引が実在していたとするならば、Y 社は（事後的に Y 社から A 社に対して支払の遅延が生じていた等の情報は判明したものの、本ナマコ取引その他マリンドリカにかかわる取引における納品・支払等に関しては）何らの信用不安や倒産の兆候もなく、本年 1 月 27 日に、突然に支払不能が生じたものであった。与信リスクの管理は、本来、そのような実在する取引についてなされるものであり、本件のようにマリンドリカの仕入先と販売先との間において偽装が行われていた可能性があり、取引の実在性に疑問が持たれるような場合を想定したものではない。

第二に、本ナマコ取引に関しては、平成 26 年 7 月頃までは実在していた可能性が相当程度あり、本ナマコ取引の実在性に疑いを抱くことがなかったことについてはやむを得ない面もあるのであって、その実在性を疑わなかったことについて、かかる体制それ自体に（法令違反となるような）欠陥があったとまではいえないのではないかと考える。その他の会計上の売上げの取消しの対象となったナマコ取引についても実在していた可能性が完全に否定されたわけではない。

以上を要するに、ナマコ取引に関連する大光およびマリンドリカにおけるリスク管理体制それ自体には、法令上の要求水準との関係では、（法令違反となるような）欠陥があったとまではいえないと考える。他方で、（本ナマコ取引によって生じた損害によって顕在化した）前渡金に関する与信リスク、また、取引先の偽装によって実在性が

疑われるような取引が生じるようなリスクについては、現行の大光およびマリンドリカにおけるリスク管理体制では十分に対応できるような体制が整っておらず、その点でリスク管理のあり方として不十分な面があったことは否めない。そのような観点からは、本件を契機としたより強固なリスク管理体制の構築に向けた取り組みを行う必要がある。特に、本ナマコ取引のような巨額の前渡金が生じる取引は、マリンドリカが行う取引の中では例外的な取引であり、そのような取引について特別なリスク管理の対応を行うだけの体制がマリンドリカには整っていないようにも認められ、マリンドリカにおけるリスク管理体制につき、人員等も含めた強化を行うか、あるいは、ある程度以上の金額のリスクについては、大光が直接管理するような体制を整えるべきと考える。

第 10. 原因分析および再発防止策

1. 原因分析

調査の結果、マリンドリカ役職員が不正行為に関与している事実は確認されなかったが、今回のような詐欺的な行為に巻き込まれ、不適切な取引を未然に防止あるいは発見できず、貸倒の発生および取引の取消しによる、損失を計上することを防止できなかった要因は以下のとおりである。

(1) リスク管理の重要性に関する認識の不足

本ナマコ取引を含むナマコ取引について、疑念を抱くことなく継続したことは、社内におけるリスク管理の重要性に関する認識が不十分だったと言わざるを得ない。

特に、本ナマコ取引については、仕入先、販売先の双方が特定の会社であり、仕入先に対する多額の前渡金の支払が発生し、ほぼ同額の取引が毎週繰り返されるという特殊な取引であったが、本ナマコ取引開始前に中国企業の需要や販売実態等を視察し、スキームを十分に検討していたため、仕入先、販売先を信用しており、また、複数回にわたるナマコの現物確認が実施されていたこと、そもそも仕入先と販売先が共謀する可能性は考えてもいなかったことから、取引に疑問を抱くことはなかった。

本ナマコ取引は、営業利益率は低い営業活動に大きな労力をかけずに売上が増加する取引であり、本ナマコ取引のような特殊な取引や急激な取引の増加に疑問を抱くようなリスク管理意識の向上が不可欠である。

後述のとおり、マリンドリカの社内規程には不十分な部分が存在したと考えられるが、リスクに対する十分な意識を持っていれば、ナマコ取引のリスクについても想像し得た可能性もあったのではないかと考えられる。

(2) マリンドリカにおける与信管理体制の不備

マリンドリカでは、仕入管理規程、販売管理規程、与信管理規程および稟議規程により、仕入先および販売先の管理を行っているが、これらの規程の整備および運用において、以下の内容で不十分な点があった。

- (a) 仕入管理規程および販売管理規程において、新規の仕入先および販売先の申請について、実態調査や取引条件等の確認を行い稟議規程に基づく決裁権限一覧表に基づく決裁を必要とするとしているが、仕入先および販売先のモニタリング等については特に定められていない。
- (b) 与信管理規程における与信管理の対象は、売掛債権のある販売先であり、仕入先に対する前渡金はかかる与信管理規程の対象とされていない。
- (c) 稟議規程上必要とされる決済を経していない前渡金の支払が存在した。

(3) 大光における子会社管理体制の不備

大光は、グループ会社管理規程、内部監査規程および内部統制監査規程により、グループ会社に関する管理体制、内部監査および内部統制監査について定め、子会社管理を行っているが、これらの規程の整備および運用において、以下の内容で不十分な点があった。

- (a) グループ会社管理規程において、グループ会社の取締役会承認事項等の重要事項について、大光の経営会議等への報告が必要な事項として定められていない。
- (b) 大光の内部監査室は、大光の内部監査規程に基づき、マリンドリカの内部監査の実施および監査結果に基づく改善指示および助言等を行っているが、不正リスクに関する情報共有が不十分であったことから、取引先による架空取引等の大光グループ以外の主導による不適切取引も視野にいたした内部監査を実施することができなかった。
- (c) 大光はリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しており、マリンドリカの代表取締役社長についても同委員会の委員とし、同委員会において作成した大光グループの企業リスク一覧表にマリンドリカを対象とするリスクも抽出していたが、本ナマコ取引のように取引先の共謀等によって実在性が疑われる不適切な取引のケースに対して十分な確認が行われるようなものでなかった点において、大光のリスク管理体制は十分なものであったとはいえない。

2. 再発防止策

今回の取引における問題点の抽出から、今後の再発防止策について検討し、以下のとおり取りまとめる。

基本方針として、今後、本ナマコ取引に類似する取引については、取り扱わないこととする。

下記の施策によりさまざまなリスクに対応できる体制を整備する。

(1) リスク管理に関する意識の向上

リスク管理に関する意識の向上のため、リスクマネジメントに関する研修を実施する。

(2) マリンデリカにおける社内規程等の整備

マリンデリカの仕入管理規程および販売管理規程においては、仕入先および販売先の実態を把握するため、定期的なモニタリングの実施を規定化する。これにより従来よりも積極的に現場に足を運び、仕入先および販売先の現況を観察することを強化する。

さらに、与信管理規程においては、販売先に加えて仕入先についても当該規程の対象としたうえで、仕入先に対する前渡金の支払についての事前の承認等の与信管理の対象とすることとし、かかる規程を遵守して与信管理を実施する。

(3) 大光における社内規程等の整備

大光のグループ会社管理規程の改訂を行い、マリンデリカの取締役会承認事項について、大光の経営会議等への報告を行うこととし、情報の集約化を図る。

また、リスク管理一覧表において、今回のような仕入先と販売先が共謀するような例外的な事象について追加する。

(4) グループガバナンスの強化

前渡金を支払う取引およびマリンデリカにおいて通常行われているスキームから外れたスキームによる取引について、大光による内部監査を全件実施する。

上記(2)に基づく社内規程等の整備に対応して、その運用を行うための体制を整えるために、マリンデリカ管理部門の人員の増強または大光に子会社管理担当者の配置を行う。

マリンデリカにおける一定金額以上の仕入および販売、ならびに、マリンデリカにおいて通常行われているスキームから外れたスキームによる取引については、事業ごとのスキームを大光に報告させ、会計上の取扱いを含めた確認を行う。

以上